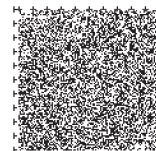
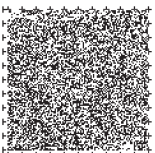


府中市福祉計画

(令和3年度～令和8年度)

府中市





はじめに



府中市長 高野 律雄

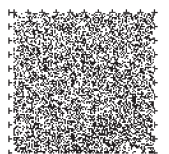
現在、少子高齢化の進行と人口減少、個人の価値観やライフスタイルの変化をはじめ、人間関係や地域のつながりが希薄化するなど、社会情勢や地域社会は変化しており、個人や世帯、地域が抱える課題やニーズについても、複合化・複雑化したケースが増え、従来の福祉制度やサービスを利用するだけでは問題の解決が困難となってきております。また、近年では震災、風水害、感染症等の緊急・突発的な事態にも対応が求められるなど、様々な分野で更なる福祉の充実が求められております。

こうした変化に対応するためには、保健・福祉・医療の取組を総合的に展開し、新たな課題にも柔軟に対応しながら、福祉的支援を充実させるとともに、支援が必要となる方をしっかりと地域で支えることができるよう、今まで以上に地域において、人と人がつながり、ともに支え合う地域の力を高めていく取組を進めていく必要があります。

今回、策定いたしました令和3年度から令和8年度を計画期間とする「府中市福祉計画」では、本市の福祉施策における基本的な考え方を定めておりますが、なかでも、地域における福祉課題にきめ細かく対応できるよう、従来の福祉エリアを住民により身近な福祉エリアへと見直しを行っており、地域の実情に応じた支援や多様な活動主体の参画等により、総合的・包括的な支援体制の整備を推進していくこととしております。

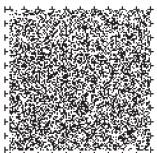
今後、国及び東京都の動向や本市を取り巻く状況を踏まえ、高齢者や障害のある人、子ども等を含む全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市と市民、関係団体、事業者等が協働・連携しながら、福祉施策を効果的・効率的に展開し、誰もがつながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指してまいります。

本計画の策定に当たり、府中市福祉計画検討協議会をはじめとした各審議会・協議会の委員の皆様には慎重にご審議をいただくとともに、各分野別調査、文化センター圏域別グループディスカッション、グループインタビュー等により、市民の皆様や様々な団体や事業者の皆様から多くの貴重なご意見をいただきました。心より感謝申し上げます。

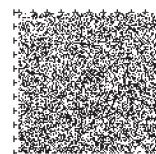


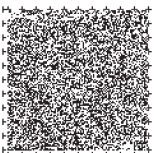
目次

第1章 福祉計画のあらまし.....	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画期間.....	5
4 計画の策定体制.....	6
(1) 協議機関での協議検討.....	6
(2) 分野別調査（郵送による）の実施.....	6
(3) 分野横断調査（グループインタビュー等）の実施.....	6
(4) パブリックコメント手続の実施.....	6
第2章 本市を取り巻く福祉の現状と課題.....	7
1 本市の福祉を取り巻く現状.....	8
(1) 人口及び世帯.....	8
(2) 高齢者の現状.....	10
(3) 障害のある人の現状.....	11
(4) 子どもの現状.....	12
(5) 市民生活の現状.....	13
(6) 地域福祉の現状.....	15
(7) 地域コミュニティの現状.....	16
2 相談及び支援等の現状.....	18
(1) 高齢者に関する相談.....	18
(2) 子どもに関する相談.....	20
(3) 障害のある人に関する相談.....	21
(4) 生活困窮者に関する相談.....	22
(5) 女性問題相談.....	23
(6) 民生委員・児童委員の相談・支援内容.....	23
3 分野別調査（郵送による調査）から見たニーズ.....	24
(1) 近所づきあい・支え合い.....	24
(2) 相談できる人.....	28
(3) 認知症に対する意識.....	28
4 分野横断調査（グループインタビュー等）から見たニーズ.....	29
(1) 地域福祉の担い手グループインタビュー.....	29
(2) 相談支援機関グループインタビュー.....	30
(3) 生活支援機関インタビュー.....	31
(4) 文化センター圏域別のグループディスカッション.....	32

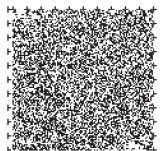


5	これからの福祉計画を推進するための課題.....	33
(1)	協働による福祉の取組の促進.....	33
(2)	地域における情報共有と課題解決のための仕組みづくり.....	33
(3)	包括的な相談及び支援体制の整備.....	34
第3章	福祉計画の基本的考え方.....	35
1	基本理念.....	36
2	福祉施策の考え方.....	37
(1)	尊厳の保持（自己決定の尊重）.....	37
(2)	身近な地域における課題解決力の強化.....	37
(3)	多様な主体による協働・連携（自助・互助・共助・公助）.....	37
3	基本の仕組み・基本視点（方向性）.....	38
第4章	福祉計画で取り組むこと.....	41
1	福祉エリア（日常生活圏域）の見直しによる「地域力」の強化.....	42
2	協働による福祉の取組の促進.....	44
3	多様な主体が参画し、連携するネットワークづくり.....	45
4	災害時における、避難行動要支援者への支援.....	46
5	「新しい日常（新しい生活様式）」への支援.....	46
資料	47
資料1	保健・福祉に関する国及び東京都の動き.....	48
資料2	福祉エリア（日常生活圏域）別の現状・地域資源.....	53
資料3	府中市福祉計画検討協議会委員名簿・検討経過.....	66
1	府中市福祉計画検討協議会 委員名簿.....	66
2	検討経過.....	67
資料4	分野横断調査（グループインタビュー等）の実施.....	69
1	地域福祉の担い手グループインタビュー.....	69
2	相談支援機関グループインタビュー.....	69
3	生活支援機関インタビュー.....	70
4	文化センター圏域別グループディスカッション.....	70
資料5	用語集.....	71





第1章 福祉計画のあらまし



第1章 福祉計画のあらまし

1 計画策定の背景・趣旨

本市では、福祉分野の計画を総合的かつ一体的に推進するため、「府中市福祉計画」を策定し、「みんなでつくる、みんなの福祉～人と人々が支え合い幸せを感じるまちを目指して～」を基本理念に掲げ、「安全で安心した暮らしを支える福祉の実現」、「いきいきと自立した暮らしを支える福祉の実現」、「地域で支え合う福祉の実現」、「協働・連携で進める福祉の実現」を基本視点として、計画を推進してきました。

本計画を構成する分野別計画としては、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援計画」、「保健計画（健康ふちゅう21）」、「自殺総合対策計画」、「食育推進計画」を策定し、併せて推進してきました。

現在、少子・高齢化の進行と人口減少、人生100年時代の到来、価値観・ライフスタイルの変化の中、福祉施策は大きな転換期を迎えています。

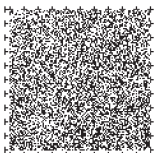
国では、これまで、高齢者分野を中心に「地域包括ケアシステム」の構築を目指した取組を進めてきましたが、制度の狭間にある問題や複合的な課題を抱える人・世帯への対応が課題となったことから、平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」の実現を提唱し、以来、様々な取組が本格化しています。

「地域共生社会」とは、高齢者、障害のある人、子ども等を含む全ての人々が、暮らしと生きがいを共に作り、高め合うことができる社会です。そのために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、『我が事』・『丸ごと』の地域づくり¹を育む仕組みへの転換を行うことで、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、地域の福祉サービスと協働して助け合い暮らすことのできる仕組みを構築するものです。

本市において、この地域共生社会の実現を目指した取組を進めることは、これからの少子・高齢化の進行と人口減少等による課題を克服するとともに、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためにも重要です。

本計画は、地域共生社会の実現に向けて、本市における福祉の基本理念を定めると共に、福祉施策を進めていく上での考え方や本理念を実現するための仕組みと基本視点等を示し、福祉施策を総合的かつ包括的に推進するための計画として策定します。

¹ 『我が事』・『丸ごと』の地域づくり：住民一人一人が個々の課題と向き合う中で、「他人事」になりがちな問題を、『我が事』として主体的に取り組むことができる地域づくりを進めることと、それを支援していくこと。また、それらの課題を公的な福祉サービスへのつなぎを含めて、『丸ごと』の総合相談支援の体制で受け止める仕組みをつくっていくことをいいます。



2 計画の位置付け

「福祉計画」は、「府中市総合計画」を上位計画とする計画であり、本市の福祉施策における基本的な考え方を定めています。「福祉計画」は、保健・福祉・医療を一体的に推進するため、地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子ども・子育て支援分野、保健・食育分野を横断的につなぐ役割を担っています。

計画策定に当たっては、福祉の各分野に共通する福祉的支援が必要な方を地域で支える、という主要課題に対して分野横断的な施策展開を図ることを目的に、特に、地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野の計画を関連する計画として位置付けています。

また、「福祉計画」及び関連計画は、他の生活・環境分野、文化・学習分野、都市基盤・産業分野の計画とも連携した計画であり、国や東京都の関連する計画や、府中市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と整合を図っています。

【地域福祉分野】

- 「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。
- 「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」は、府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画です。

【高齢者福祉分野】

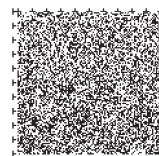
- 「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」です。
- 「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」です。あわせて「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法令」に基づく計画です。

【障害者福祉分野】

- 「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」です。
- 「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」です。
- 「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」です。

【子ども・子育て支援分野】

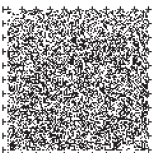
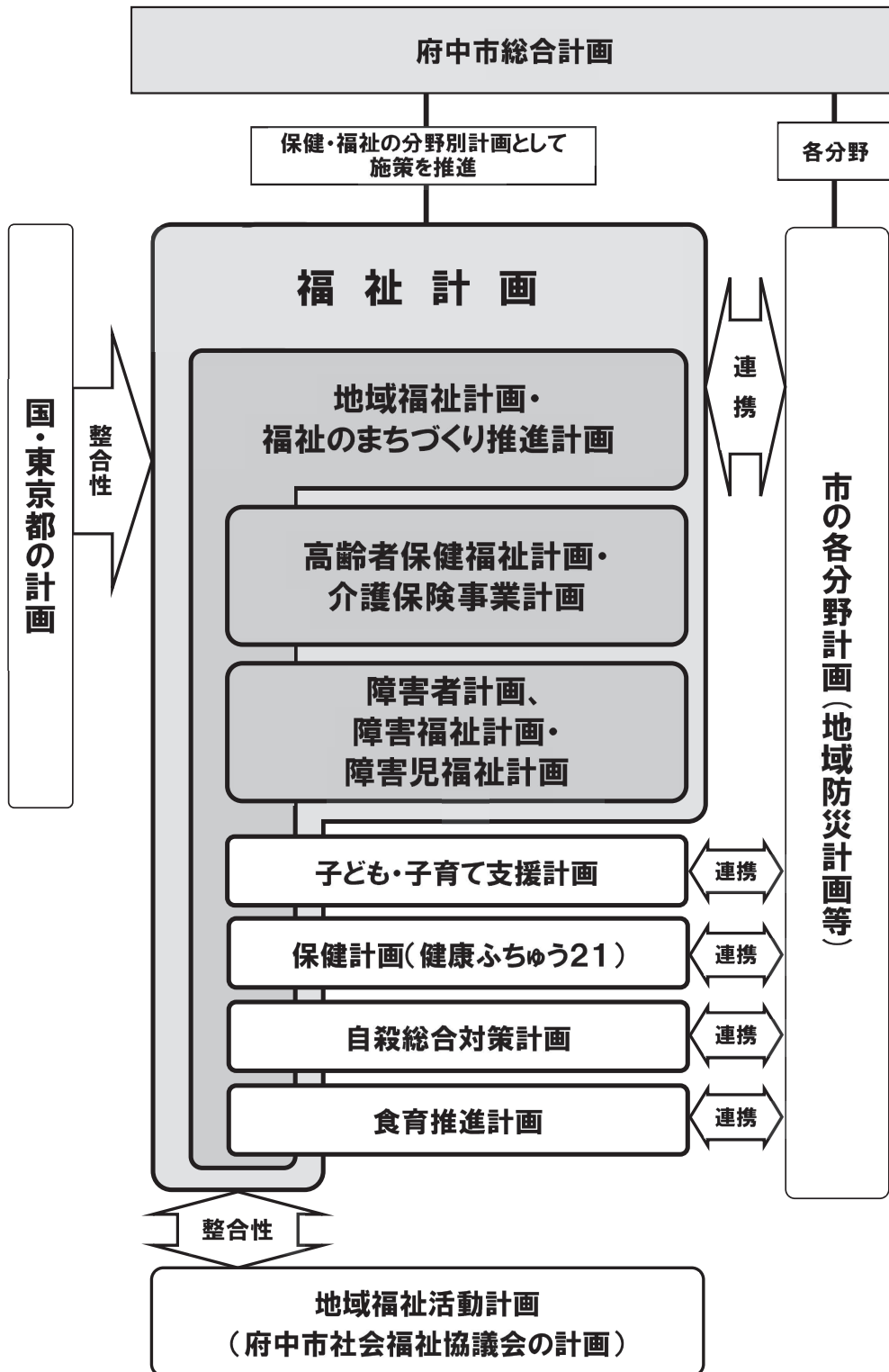
- 「子ども・子育て支援計画」は、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。
- ※子どもの貧困対策を含む「府中市子どもの未来応援基本方針」とも整合を図ります。



【保健・食育分野】

- 「保健計画」は、健康増進法第8条の2に規定する「市町村健康増進計画」です。
- 「自殺総合対策計画」は、自殺対策基本法第13条に規定する「市町村自殺対策計画」です。
- 「食育推進計画」は、食育基本法第18条に規定する「市町村食育推進計画」です。

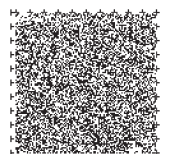
計画の位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間を、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

	平成					令和							
	27年度	28年度	29年度	30年度	31/元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
府中市総合計画	第6次府中市総合計画						第7次府中市総合計画（仮）						
福祉計画	福祉計画						福祉計画						
【地域福祉分野計画】 地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画 （社会福祉法） （府中市福祉のまちづくり条例）	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画						地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画						
【高齢者福祉分野計画】 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 （老人福祉法） （介護保険法）	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第6期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第7期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第8期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第9期）						
【障害者福祉分野計画】 障害者計画 （障害者基本法）	障害者計画						障害者計画						
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 （障害者総合支援法） （児童福祉法）	障害福祉計画 （第4期）		障害福祉計画（第5期） ・障害児福祉計画 （第1期）		障害福祉計画（第6期） ・障害児福祉計画 （第2期）		障害福祉計画（第7期） ・障害児福祉計画 （第3期）						
【子ども・子育て支援】 子ども・子育て支援計画 （子ども・子育て支援法）	子ども・子育て支援計画				第2次子ども・子育て支援計画				第3次子ども・ 子育て支援 計画				
【保健・食育分野】 保健計画（健康ふちゅう21） （健康増進法）	第2次保健計画						第3次保健計画						
自殺総合対策計画 （自殺対策基本法）							自殺総合対策計画			第2次 自殺総合対策計画			
食育推進計画 （食育基本法）	第2次食育推進計画						第3次食育推進計画						



4 計画の策定体制

計画策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、協議機関での協議検討、郵送による調査の実施、分野横断調査の実施、パブリックコメント手続の実施等様々な形で市民参加を図っています。

(1) 協議機関での協議検討

公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される協議機関で、各計画の内容を協議検討しました。

(2) 分野別調査（郵送による）の実施

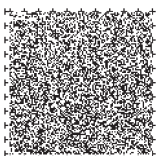
市民の意識やニーズを的確に反映した計画とするため、令和元年度に地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野において11種類の郵送等による調査を実施しました。

(3) 分野横断調査（グループインタビュー等）の実施

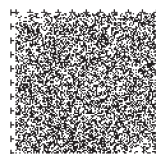
地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉の分野横断調査として、地域福祉の担い手グループインタビュー、相談支援機関グループインタビュー、生活支援機関インタビュー、文化センター圏域別グループディスカッションを実施し、本市における福祉ニーズ・課題の整理を行いました。

(4) パブリックコメント手続の実施

市民から幅広くご意見をいただくため、令和2年11月24日から令和2年12月23日までパブリックコメント手続を実施しました。



第2章 本市を取り巻く福祉の現状と課題



第2章 本市を取り巻く福祉の現状と課題

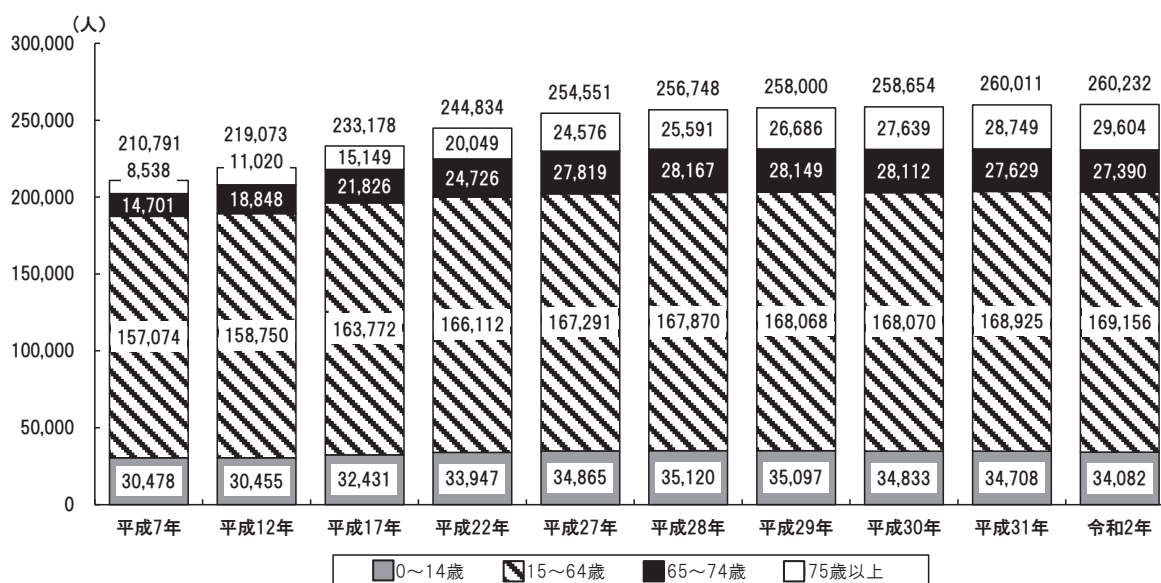
1 本市の福祉を取り巻く現状

(1) 人口及び世帯

① 人口の推移

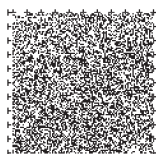
本市の人口は増加を続けており、令和2年1月1日時点の人口は、26万232人です。そのうち、65歳以上の高齢者人口は、5万6,994人で、平成27年から令和2年までの5年間で4,599人増加しています。平成31年には、75歳以上の後期高齢者の人口が、65歳から74歳までの人口を上回りました。また、0歳から14歳までの年少人口は、3万4,082人で、平成28年以降微減傾向にあります（図表2-1）。

図表2-1 人口の推移



※平成24年7月に外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなりました。

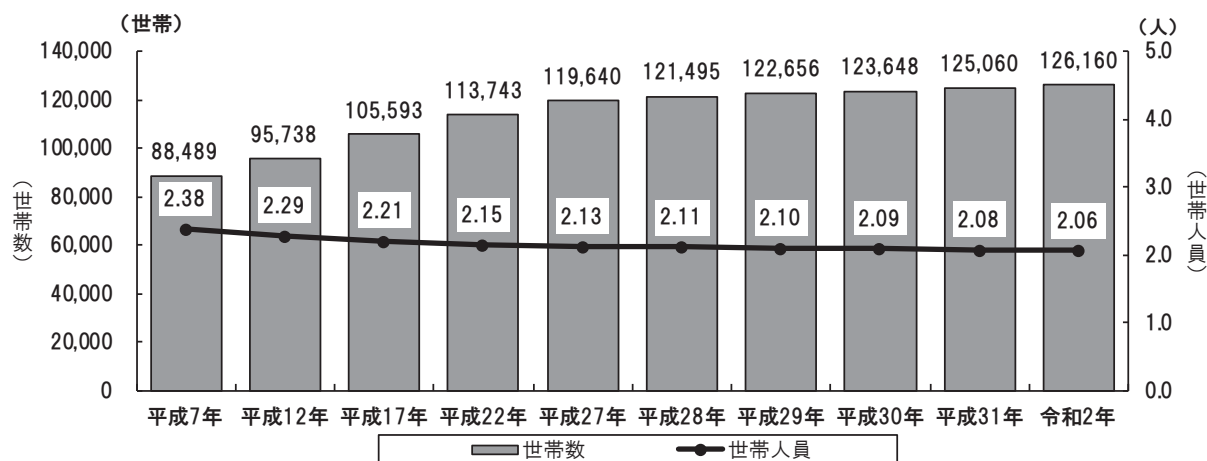
出典：府中市「住民基本台帳」（各年1月1日）



② 世帯の推移

本市の世帯数は、増加を続けており、令和2年1月1日時点の世帯数は12万6,160世帯です。しかしながら、一世帯当たりの世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいます（図表2-2）。

図表2-2 世帯数及び世帯人員の推移

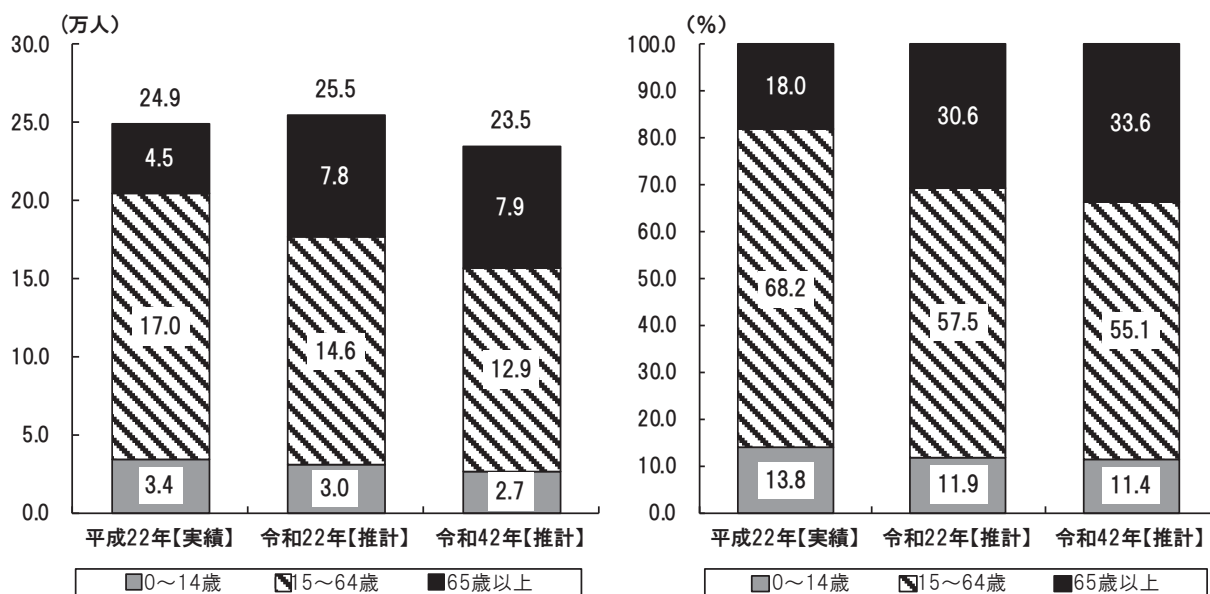


出典：府中市「住民基本台帳」(各年1月1日)

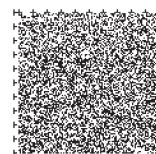
③ 人口推計

「府中市人口ビジョン」の人口推計（基本ケース）によると、本市は、令和22年には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、急激に高齢化が進むことが見込まれます。その後、令和42年には、団塊ジュニア世代のような極端なピークを形成する年齢層はなくなるものの、年少人口の減少傾向が強まることが想定されます（図表2-3）。

図表2-3 人口推計(府中市人口ビジョン 基本ケース)
【3区分別人口】 【3区分別人口の割合】



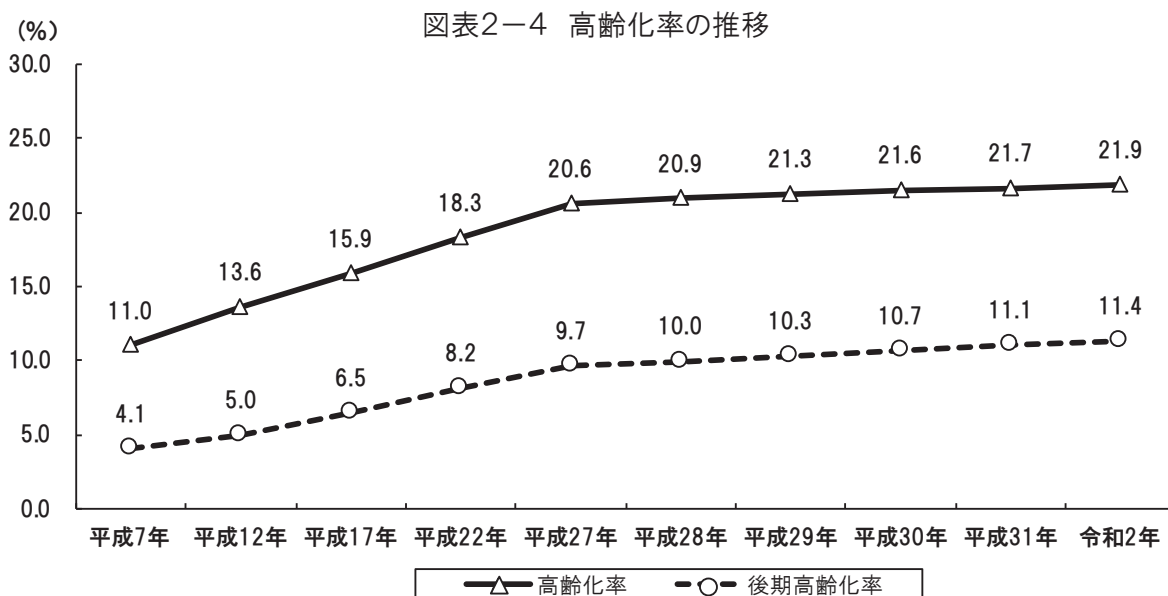
出典：「府中市人口ビジョン」



(2) 高齢者の現状

① 高齢化率・後期高齢化率

本市の高齢化率は上昇傾向にあります。令和2年時点の高齢化率は、21.9%で、75歳以上の後期高齢化率は、11.4%です（図表2-4）。

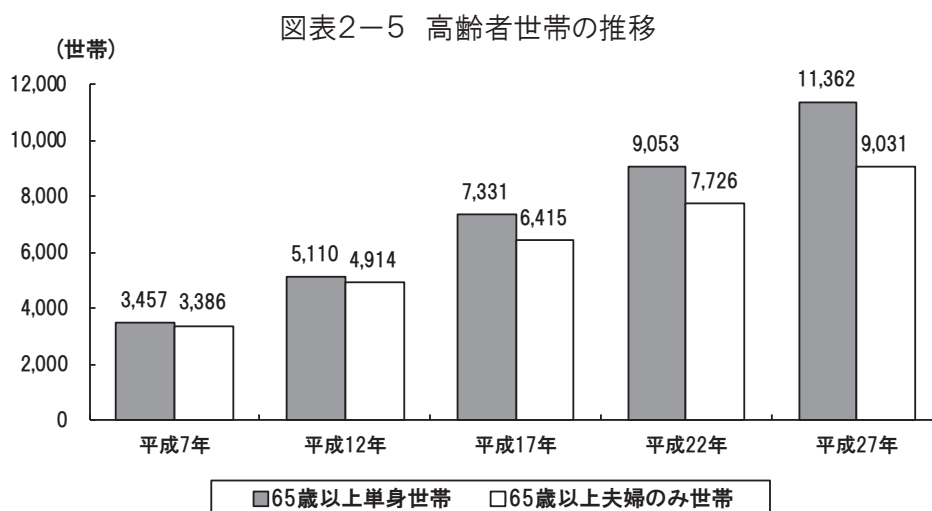


※平成24年7月に外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなりました。

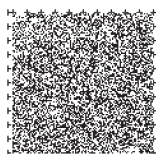
出典：府中市「住民基本台帳」(各年1月1日)

② 高齢者世帯

本市の65歳以上の単身世帯は増加傾向にあり、平成27年には1万1,362世帯となっています。65歳以上の夫婦のみ世帯も増加傾向にあり、平成27年には9,031世帯となっています（図表2-5）。

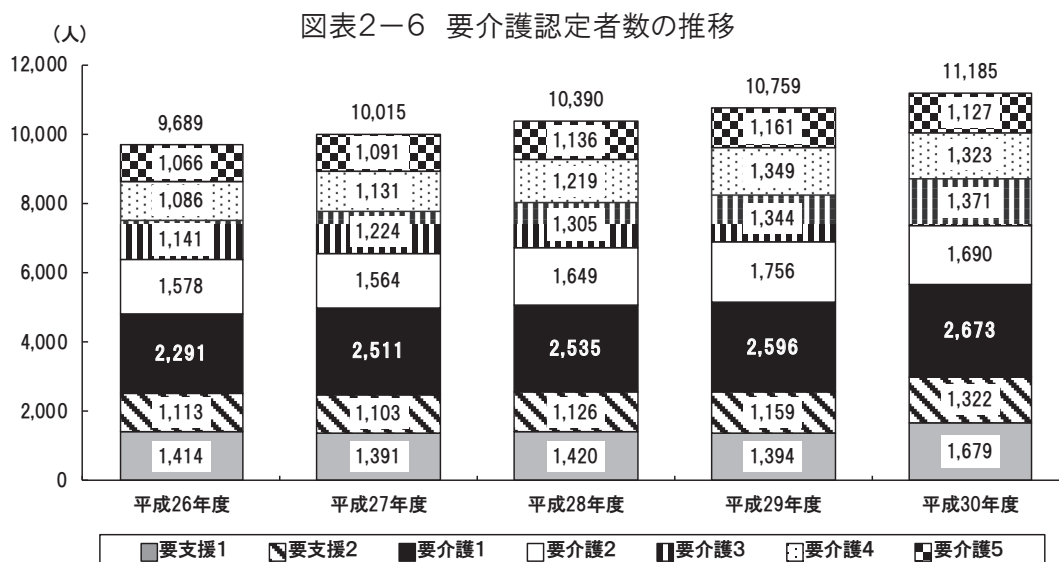


出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日)



③ 要介護認定者数

本市の要介護認定者数は増加傾向にあり、平成27年度に1万人を超え、平成30年度には、1万1,185人となっています。要介護度別では、要介護1が最も多く、2,673人で、要介護者認定全体の23.9%を占めています(図表2-6)。

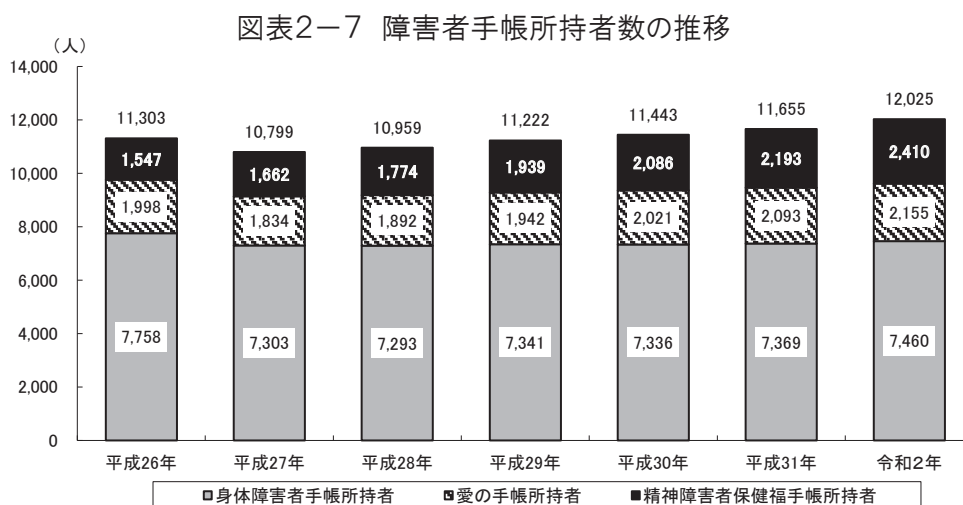


出典：府中市「統計書」(各年度3月31日)

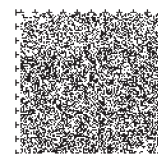
(3) 障害のある人の現状

① 障害者手帳所持者

本市の令和2年3月31日時点の身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を合計した人数は、1万2,025人です。手帳種別では、身体障害者手帳所持者が7,460人、愛の手帳所持者が2,155人、精神障害者保健福祉手帳所持者が2,410人です(図表2-7)。



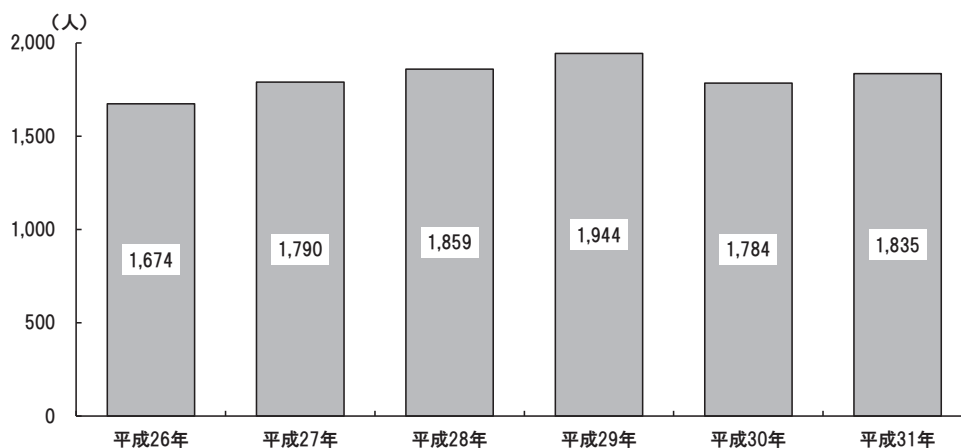
出典：府中市「事務報告書」(各年3月31日)



② 難病患者

本市の難病患者（特殊疾病認定患者）数は、平成26年から平成29年にかけては増加傾向にありましたが、平成30年に減少しました。しかし、平成31年は再び増加し、平成31年3月31日時点では、1,835人となっています（図表2-8）。

図表2-8 難病患者(特殊疾病認定患者)数の推移



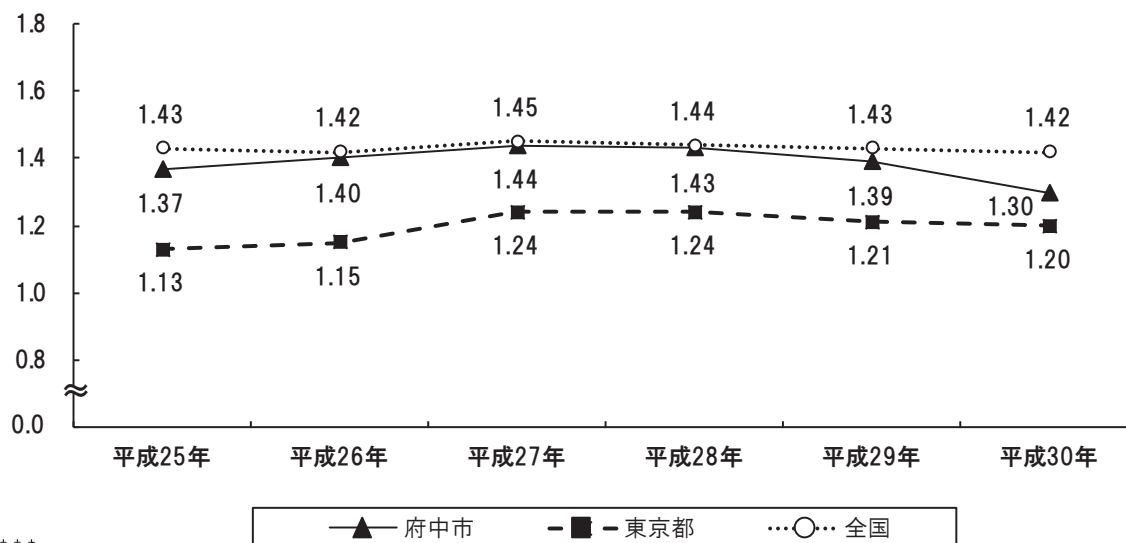
出典:東京都「福祉・衛生統計年報」(各年3月31日)

(4) 子どもの現状

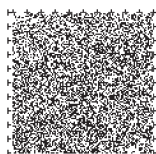
① 合計特殊出生率

本市の平成30年時点の合計特殊出生率は、1.30です。東京都の平均に比べると高い値で推移していますが、全国平均に比べると、低い値で推移しています（図表2-9）。

図表2-9 合計特殊出生率の推移(府中市、東京都及び国)

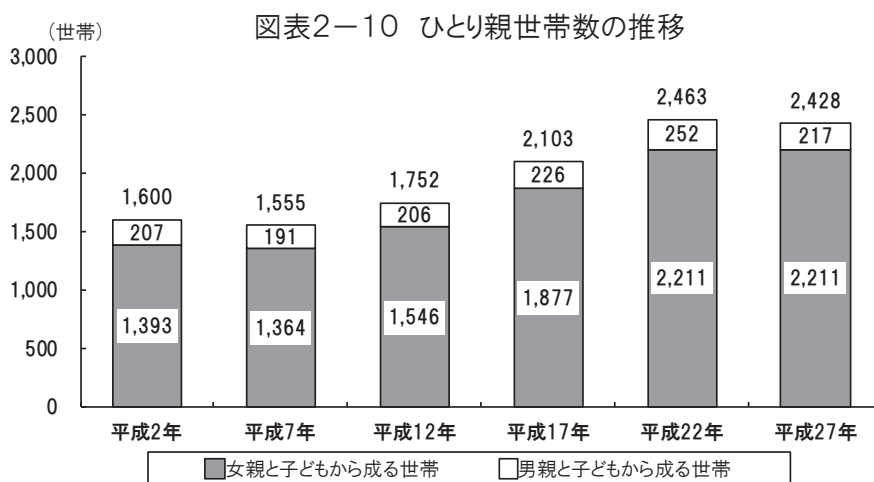


出典:東京都「人口動態統計」



② ひとり親世帯

本市のひとり親世帯は、平成22年までは増加傾向にありましたが、平成22年から平成27年にかけては減少しています。平成27年時点のひとり親の世帯数は、2,428世帯で、その内訳は、女親と子どもから成る世帯が2,211世帯、男親と子どもから成る世帯が217世帯となっています（図表2-10）。



※18歳未満親族のいる一般世帯

出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日)

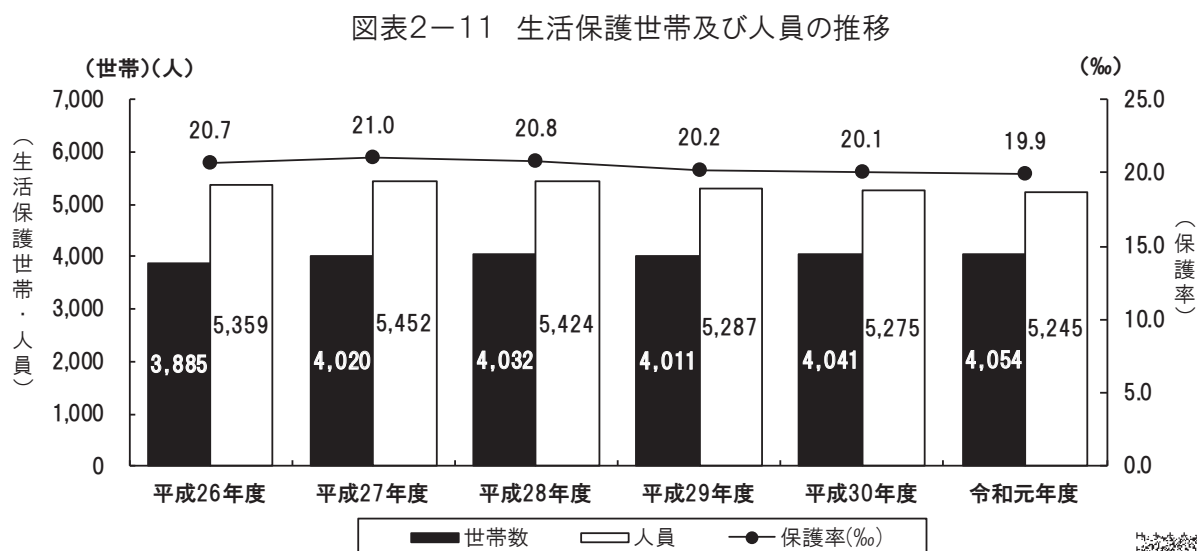
(5) 市民生活の現状

① 生活保護世帯

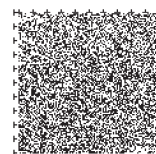
本市の生活保護世帯数及び人員は、平成27年度以降、ほぼ横ばいの状況です。令和2年3月31日時点の生活保護世帯及び人員は、4,054世帯及び5,245人で、保護率(※)は、19.9‰です（図表2-11）。

(※) 保護率：人口に対する保護人員の割合。1,000人当たりの比率であるパーミルで表す。

(保護人員/推計人口) × 1,000 (単位 ‰)



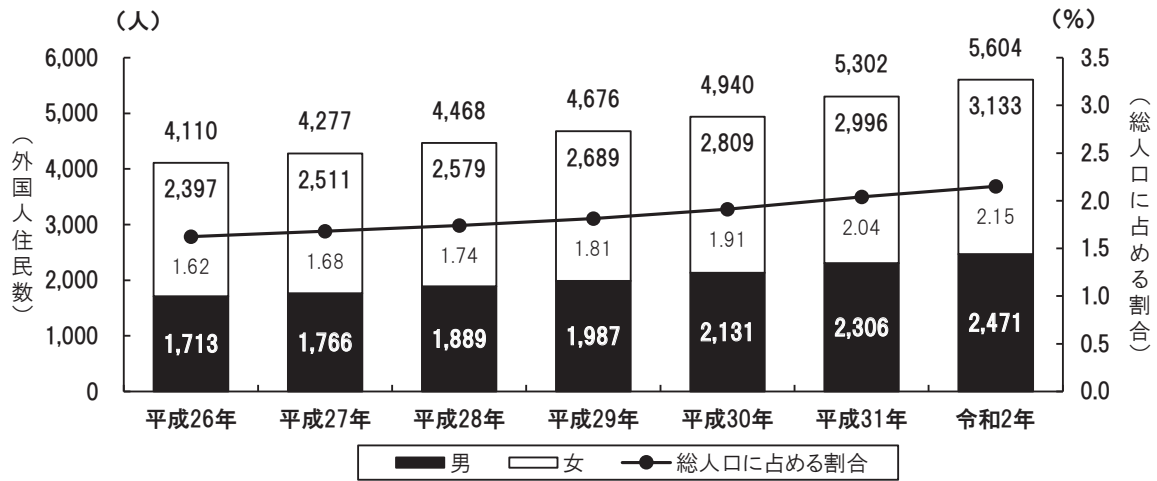
出典：府中市「生活援護課資料」



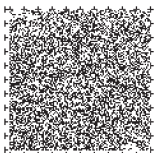
② 外国人住民

外国人住民は、増加傾向にあり、令和2年1月1日時点では、5,604人で、総人口に占める割合は2.15%です（図表2-12）。

図表2-12 外国人住民の推移



出典：府中市「統計書」(各年1月1日)



(6) 地域福祉の現状

① ボランティア団体・NPO

平成29年7月に開館した市民活動センター「プラッツ」の令和元年度の登録団体数は486団体です。主な活動分野では、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興」が最も多くなっています（図表2-13）。

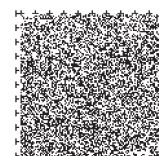
市内のNPO法人数は、令和元年11月30日現在で93法人であり、活動の分野は、「NPO団体への助言・援助」、「社会教育」、「保健・医療・福祉」が多くなっています（図表2-14）。

図表2-13 市民活動センター「プラッツ」登録団体数の推移

(単位:団体)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
市民活動センター「プラッツ」登録団体数		293	431	486
主な活動分野	(1) 保健、医療又は福祉の増進	51	78	95
	(2) 社会教育の推進	24	37	41
	(3) まちづくりの推進	23	30	33
	(4) 観光の振興	1	3	2
	(5) 農山漁村又は中山間地域の振興	0	1	0
	(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興	110	167	180
	(7) 環境の保全	6	10	11
	(8) 災害救助活動	3	3	2
	(9) 地域安全活動	0	3	3
	(10) 人権の擁護又は平和の推進	5	7	12
	(11) 国際協力の活動	7	10	8
	(12) 男女共同参画社会の形成の促進	4	5	6
	(13) 子どもの健全育成	44	63	72
	(14) 情報化社会の発展	3	3	4
	(15) 科学技術の振興	0	0	0
	(16) 経済社会の活性化	2	2	3
	(17) 職業能力開発又は雇用機会拡充の支援	3	2	5
	(18) 消費者の保護	4	3	3
	(19) 連絡、助言又は援助の活動	3	4	6
	(20) 指定都市の条例で定める活動	0	0	0

出典:府中市「協働推進課資料」



図表2-14 府中市内のNPO法人数の推移

(単位:法人)

区分		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
NPO法人数		106	104	99	98	94	93
活動 の 分 野	保健・医療・福祉	59	57	56	55	52	50
	社会教育	54	54	51	53	51	51
	まちづくり	39	38	36	36	30	28
	観光	1	2	3	5	4	4
	農山漁村・中山間地域	1	2	2	2	1	1
	学術・文化・芸術・スポーツ	45	47	45	40	38	37
	環境保全	24	23	21	21	18	17
	災害救援	5	4	5	6	6	6
	地域安全	12	13	14	15	12	11
	人権擁護・平和推進	20	21	19	17	16	15
	国際協力	28	29	26	25	21	20
	男女共同参画	8	8	8	8	7	7
	子どもの健全育成	54	52	52	52	49	50
	情報化社会	19	20	19	18	16	15
	科学技術	3	3	3	4	3	3
	経済活動活性化	15	14	14	16	15	14
職業能力開発・雇用機会拡充	32	30	28	30	29	29	
消費者保護	6	6	5	5	6	5	
NPO団体への助言・援助	65	61	62	61	55	54	

※活動分野は複数選択を可としています。

出典:東京都「生活文化局資料 認証NPO法人一覧」(各年11月30日現在)

(7) 地域コミュニティの現状

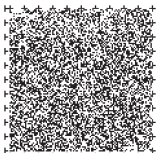
① 自治会・町会

本市には、平成31年4月1日時点で393の自治会があり、6万9,452世帯が加入しています。加入世帯数を世帯総数で割った加入割合は、約55.5%です(図表2-15)。

図表2-15 届出自治会数・加入世帯数の推移

年	自治会数	加入世帯数	総世帯数	加入割合
平成26年	403	72,598	118,726	61.1%
平成27年	400	72,135	120,279	60.0%
平成28年	399	71,256	122,044	58.4%
平成29年	400	70,936	122,768	57.8%
平成30年	396	70,318	123,853	56.8%
平成31年	393	69,452	125,089	55.5%

出典:府中市「事務報告書」(各年4月1日)



② 文化センターの利用状況

令和元年度の各文化センターの一般利用者数は、中央文化センターが7万2,148人と最も多く、続いて西府文化センター、片町文化センターの順に多くなっています。11文化センターの平均一般利用者数は年間5万1,305人です（図表2-16）。

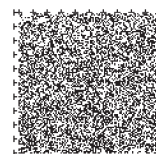
図表2-16 令和元年度の文化センター一般利用者数

(単位:人)

文化センター	年間	1日当たり(※)
中央文化センター	72,148	214
白糸台文化センター	62,703	186
西府文化センター	69,915	212
武蔵台文化センター	62,878	190
新町文化センター	41,823	124
住吉文化センター	31,322	93
是政文化センター	44,702	133
紅葉丘文化センター	52,584	156
押立文化センター	36,185	107
四谷文化センター	25,754	76
片町文化センター	64,340	191
合計	564,354	1,682
館平均	51,305	153

※年間利用可能日数は、337日です。なお、電気設備工事のため、西府文化センターの開館日数は330日、武蔵台文化センター開館日数は、331日です。

出典:府中市「事務報告書」



2 相談及び支援等の現状

(1) 高齢者に関する相談

高齢者支援課の福祉相談窓口への相談者数は、平成26年度から平成28年度にかけては減少傾向にありましたが、平成28年度から令和元年度にかけては増加し、令和元年度の相談者数は、3,411人です。相談者の内訳は、「地域包括支援センター」が最も多く、次いで「本人」、「別居親族」と続いています（図表2-17）。

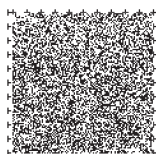
また、令和元年度の相談内容は、「高齢者虐待」が最も多く、次いで「高齢者施設相談」、「認知症」と続いています。「高齢者虐待」に関する相談件数は、令和元年度は520件で、平成29年度から倍増しています（図表2-18）。

図表2-17 福祉相談業務の相談件数の推移(相談者の内訳)

(単位:人)

相談者区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
本人	355	171	315	433	390	609
同居親族	183	108	132	256	234	260
別居親族	258	143	280	295	312	403
地域住民・団体	71	68	74	—	—	—
近隣・知人	—	—	—	50	157	90
地域関係機関 (銀行・商店等)	—	—	—	75	49	55
地域包括支援センター	622	749	474	445	1,107	1,061
ケアマネジャー	146	118	36	49	93	147
高齢者関係施設 (介護保険サービス事業者)	108	75	41	100	—	—
高齢福祉関係機関	—	—	—	—	8	75
介護保険関係機関	—	—	—	—	65	83
社会福祉協議会	118	59	31	38	94	87
成年後見人	8	8	3	8	32	35
民生委員・児童委員	35	4	7	18	27	11
障害者関係機関 (施設)	6	5	10	7	5	13
医療機関	86	94	93	47	91	132
市関係課	118	124	77	65	135	222
警察・消防	18	26	40	60	47	35
保健所	—	—	—	—	41	50
他市区町村	—	—	—	—	6	12
その他官公庁	25	65	14	22	—	—
その他	54	33	32	14	6	31
合計	2,211	1,850	1,659	1,982	2,899	3,411

出典:府中市「高齢者支援課資料」

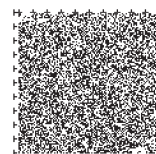


図表2-18 福祉相談業務の相談件数の推移(相談内容の内訳)

(単位:件)

相談区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者日常生活相談	391	305	327	188	206	207
高齢者住宅・施設相談	580	222	343	-	-	-
高齢者住宅相談	-	-	-	154	254	179
高齢者施設相談	-	-	-	436	411	426
高齢者看護・介護(保険)相談	429	174	-	-	-	-
福祉サービス利用援助	118	39	-	-	-	-
介護(保険)サービス	-	-	96	126	184	229
高齢福祉サービス	-	-	132	107	160	122
介護予防・地域支援事業	4	1	3	8	0	6
在宅療養	-	-	-	37	17	10
医療機関	184	220	115	143	169	201
認知症	201	122	115	315	311	279
精神疾患	111	143	175	113	267	266
高齢者虐待	273	192	131	262	425	520
成年後見制度	222	118	103	87	180	199
消費者被害	13	4	9	12	34	8
熱中症に関すること	7	1	1	10	14	11
生活保護	163	84	71	104	116	153
障害者福祉施策	-	-	12	17	56	33
ひとり親家庭・DV・子ども	17	6	21	17	27	33
見守り相談	273	203	30	136	-	-
見守り相談(情報提供を受けたもの)	-	-	-	-	97	25
見守り相談を受けての対応	-	-	-	-	140	60
緊急対応・安否確認	55	72	55	91	81	91
震災関係(東日本大震災関係)	2	0	2	1	2	8
その他相談	68	18	205	107	90	211
合計	3,111	1,924	1,946	2,471	3,241	3,277

出典:府中市「高齢者支援課資料」



(2) 子どもに関する相談

① 子ども・子育てに関する相談

子ども家庭支援センターにおいて実施している、子どもと家庭に関する総合相談事業の令和元年度の新規受付相談件数は、1,247件です。相談内容のうち、児童虐待に関する相談件数は、376件です（図表2-19）。

図表2-19 子どもと家庭に関する総合相談の新規相談受付件数の推移

(単位:件)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
養育困難	265	257	324	351	458	548
児童虐待	258	233	198	184	281	376
保健	51	70	66	107	68	43
障害等	18	12	15	18	14	8
非行	3	3	2	1	3	3
育成	263	284	323	243	264	204
不登校	24	15	23	19	26	12
その他	67	109	43	52	57	53
合計	949	983	994	975	1,171	1,247

出典:府中市「事務報告書」

② 母子・父子及び女性相談

子育て応援課において実施している、母子・父子及び女性相談の令和元年度の相談件数は、3,555件です（図表2-20）。

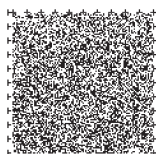
図表2-20 母子・父子及び女性相談件数の推移

(単位:件)

年度	母子・父子及び女性相談
平成 26 年度	2,518
平成 27 年度	1,554
平成 28 年度	2,174
平成 29 年度	3,075
平成 30 年度	3,766
令和元年度	3,555

※平成26年度までは、「母子・女性相談」となります。

出典:府中市「事務報告書」、府中市「事務事業評価」



(3) 障害のある人に関する相談

地域生活支援センター「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」及び「ふらっと」において実施している委託相談支援事業の令和元年度の相談件数は、1万6,626件です。

なお、「ふらっと」は、平成28年度に開設しました（図表2-21）。

また、障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）に寄せられた障害者虐待に関する相談件数は、令和元年度は25件となっています（図表2-22）。

図表2-21 委託相談支援事業(相談件数)の推移

(単位:件)

年度	相談件数
平成26年度	11,118
平成27年度	8,947
平成28年度	12,524
平成29年度	20,452
平成30年度	18,585
令和元年度	16,626

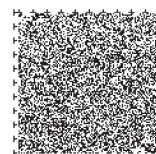
出典:府中市「障害者福祉課資料」

図表2-22 障害者虐待に関する相談件数の推移

(単位:件)

年度	相談件数
平成26年度	18
平成27年度	12
平成28年度	14
平成29年度	23
平成30年度	23
令和元年度	25

出典:府中市「障害者福祉課資料」



(4) 生活困窮者に関する相談

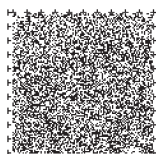
生活援護課の暮らしとしごとの相談コーナーでは、暮らしやしごとの困りごとについて相談支援を実施しており、一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成し、就労支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援、住まいの確保に向けた支援等を行っています。

令和元年度の2, 176件の相談のうち、624件が新規の相談です（図表2-23）。

図表2-23 生活困窮者の支援に関する事業等の推移

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
暮らしとしごとの相談コーナー	相談件数 (うち新規)	1,767 件 (700 件)	2,351 件 (567 件)	2,292 件 (580 件)	2,179 件 (603 件)	2,176 件 (624 件)
	就労支援利用 件数	77 件	94 件	111 件	115 件	116 件
家計改善支援 事業	延相談件数	420 件	694 件	669 件	559 件	599 件
	利用件数	63 件	49 件	57 件	64 件	56 件
子どもの学習・ 生活支援事業	登録者数	67 人	92 人	90 人	83 人	77 人
住居確保給付 金支給事業	申請件数	15 件	25 件	20 件	16 件	16 件
	支給月数	延べ 55 月	延べ 78 月	延べ 50 月	延べ 51 月	延べ 49 月
一時生活支援 事業	利用件数	—	5 件	5 件	5 件	6 件
就労準備支援 事業	利用者数	—	—	6 人	15 人	21 人
	延相談件数	—	—	54 件	424 件	471 件
	延セミナー等 参加者数	—	—	30 人	103 人	107 人
ホームレス巡回 相談	相談件数	3,642 件	2,506 件	2,504 件	2,455 件	2,834 件
	年度末人数	35 人	29 人	22 人	17 人	13 人

出典：府中市「事務報告書」



(5) 女性問題相談

男女共同参画センター「フューラル」が実施している家庭、子育て、配偶者等からの暴力（DV）、生き方等の女性に関わる日常の悩みごとに関する相談の令和元年度の相談件数は、1,098件です（図表2-24）。

図表2-24 女性問題相談の相談件数の推移

(件)

年度	総数	面接相談	電話相談
平成26年度	1,324	404	920
平成27年度	1,331	361	970
平成28年度	1,501	415	1,086
平成29年度	1,082	298	784
平成30年度	1,045	344	701
令和元年度	1,098	287	811

出典：府中市「事務報告書」

(6) 民生委員・児童委員の相談・支援内容

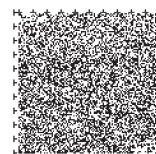
本市の民生委員・児童委員の定数は、176人です。令和元年度の相談・支援件数は、2,603件で、相談内容は、「日常的な支援」が最も多く、次いで「健康・保健医療」、「生活環境」と続いており、高齢者からの相談が多い傾向にあります（図表2-25）。

図表2-25 民生委員・児童委員の相談・支援件数の推移(内容別)

(単位：件)

相談・支援内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
在宅福祉	200	235	178	208	138	131
介護保険	121	144	92	159	144	93
健康・保健医療	314	350	278	382	319	287
子育て・母子保健	181	143	139	108	96	102
子どもの地域生活	413	217	267	170	160	156
子どもの教育・学校生活	268	314	243	182	182	146
生活費	133	104	136	164	90	67
年金・保険	29	39	60	37	31	21
仕事	11	12	22	29	16	17
家族関係	275	255	229	214	172	148
住居	85	112	101	96	84	62
生活環境	146	190	159	239	180	167
日常的な支援	595	627	496	416	415	346
その他	1,412	1,872	1,296	925	873	860
合計	4,183	4,614	3,696	3,329	2,900	2,603

出典：府中市「事務報告書」



3 分野別調査（郵送による調査）から見えたニーズ

本計画の策定に当たり実施した、分野別調査（郵送による調査）のうち、分野共通で行った調査結果から見えたニーズ・課題は次のとおりです。

（1）近所づきあい・支え合い

① 近所づきあい

地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野からなる5つの調査で、「近所づきあい」について尋ねました。

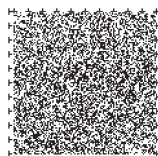
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「要支援・要介護認定者調査（利用者）」、「要支援・要介護認定者調査（未利用者）」では、「さしさわりのないことなら、話せる人がいる」が最も多く、「一般市民調査」、「要支援・要介護認定者調査（施設入所者）」、「障害等のある人への調査」、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」が多くなっています。

また、「個人的なことを相談し合える人がいる」の割合は、「子どもの育ちや発達に関する調査」では20.7%と最も高く、要支援・要介護認定者調査の未利用者で17.0%、利用者で15.6%、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で13.0%と高くなっています（図表2-26）。

図表2-26 近所づきあい

（一般市民調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、要支援・要介護認定者調査、障害等のある人への調査、子どもの育ちや発達に関する調査）

区分			個人的なことを相談し合える人がいる	さしさわりのないことなら、話せる人がいる	道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる	あいさつや会話はなくても、顔をみれば近隣の人だと分かる人がいる	全く交流はなく、近隣に住む人を知らない	無回答	
地域福祉分野	一般市民調査	(n=1,380)	9.3	33.5	43.6	5.9	7.0	0.8	
高齢者福祉分野	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	(n=2,571)	13.0	42.1	34.1	4.9	3.2	2.8	
	要支援・要介護認定者調査	利用者	(n=1,223)	15.6	35.3	32.1	6.6	5.0	5.4
		施設入所者	(n=361)	6.9	21.6	23.3	10.5	11.6	26.0
		未利用者	(n=418)	17.0	43.8	24.2	5.0	4.3	5.7
障害者福祉分野	障害等のある人への調査	(n=1,419)	7.6	19.5	34.9	11.6	12.4	14.0	
	子どもの育ちや発達に関する調査	(n=651)	20.7	30.4	34.5	8.0	4.9	1.5	



② 支え合い（手助けできること・してほしいこと）

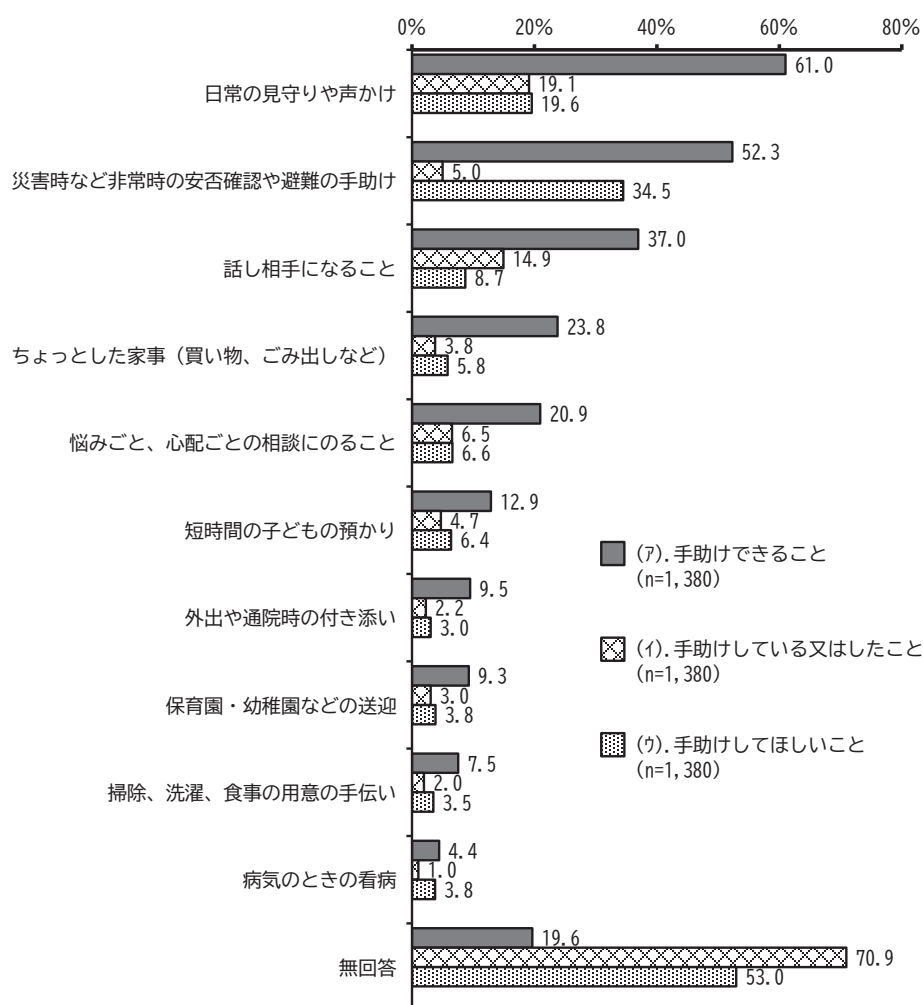
地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野からなる3つの調査で、「支え合い（手助けできること・してほしいこと）」に関して尋ねました。

一般市民調査では、近隣で手助けできることとして「日常の見守りや声かけ」が最も多く、次いで「災害時など非常時の安否確認や避難の手助け」、「話し相手になること」と続いています。なお、「無回答」の19.6%を除くと、回答者の80.4%が、近隣で何らかの手助けができると答えています。

また、近隣で手助けしている又はしたこととして、「日常の見守りや声かけ」が最も多く、次いで「話し相手になること」、「悩みごと、心配ごとの相談にのること」が続いています。なお、「無回答」の70.9%を除くと、回答者の29.1%が、近隣で手助けしている又はしたことがあると答えています。

一方で、近隣で手助けしてほしいことでは「災害時など非常時の安否確認や避難の手助け」が最も多く、次いで「日常の見守りや声かけ」、「話し相手になること」と続いています。なお、「無回答」の53.0%を除くと、回答者の47.0%が近隣で何らかの手助けをしてほしいことがあると答えています（図表2-27）。

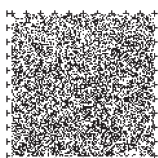
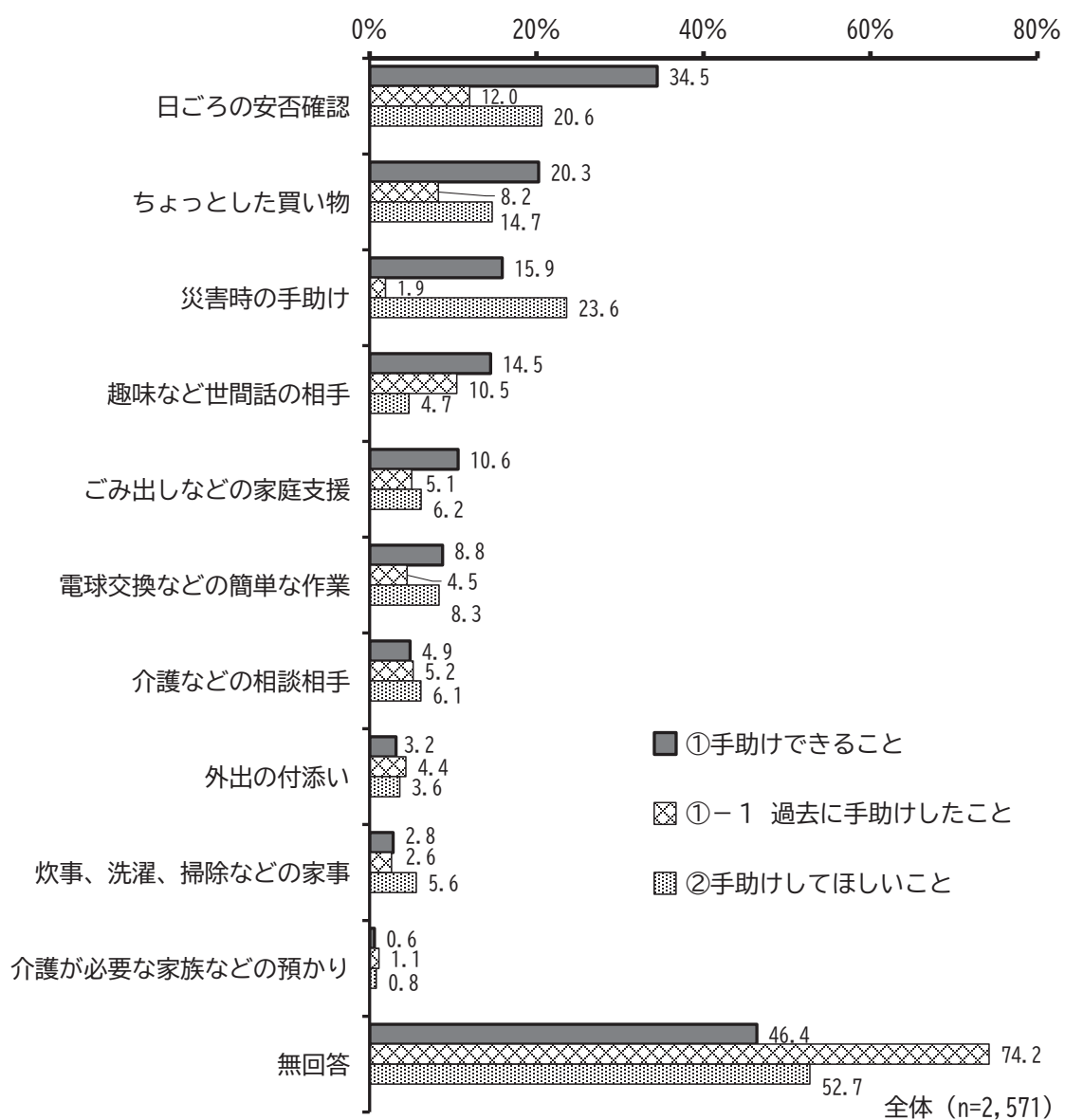
図表2-27 近隣で手助けできること、手助けしている又はしたこと、手助けしてほしいこと
（一般市民調査：複数回答）



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、手助けできることとして、「日ごろの安否確認」が最も多く、次いで「ちょっとした買い物」、「災害時の手助け」、「趣味など世間話の相手」と続いています。「無回答」の46.4%を除くと、回答者の半数以上の人が何らかの手助けができると答えています。なお、過去に手助けしたことでは、「日ごろの安否確認」が最も多くなっています。

一方で、手助けしてほしいことでは、「災害時の手助け」が最も多く、次いで「日ごろの安否確認」、「ちょっとした買い物」と続いています。「無回答」の52.7%を除くと、回答者の47.3%が何らかの手助けしてほしいことがあると答えています（図表2-28）。

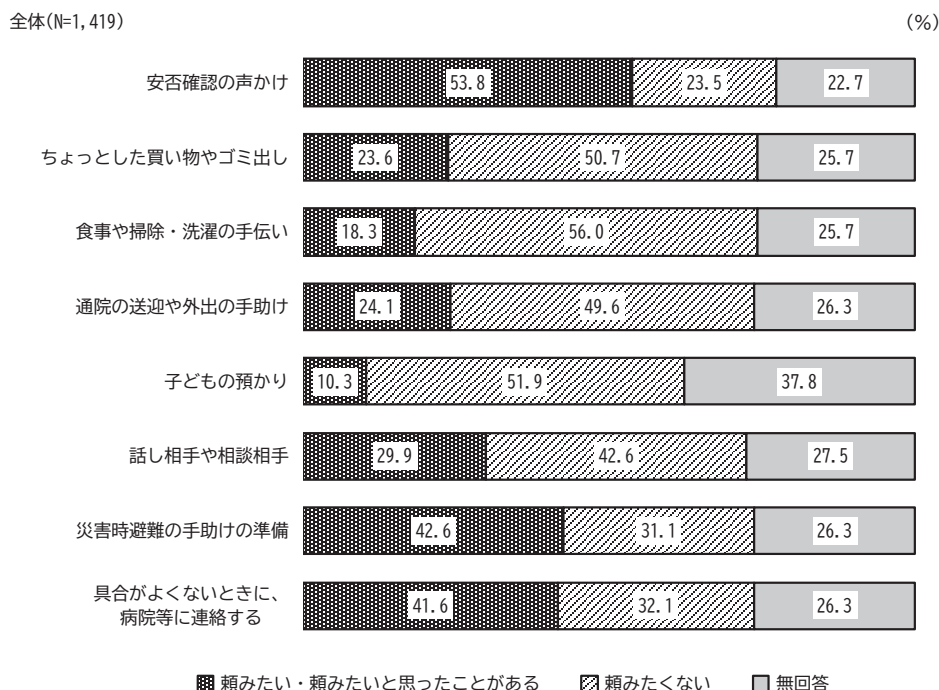
図表2-28 地域の支え合い(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査:複数回答)



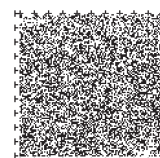
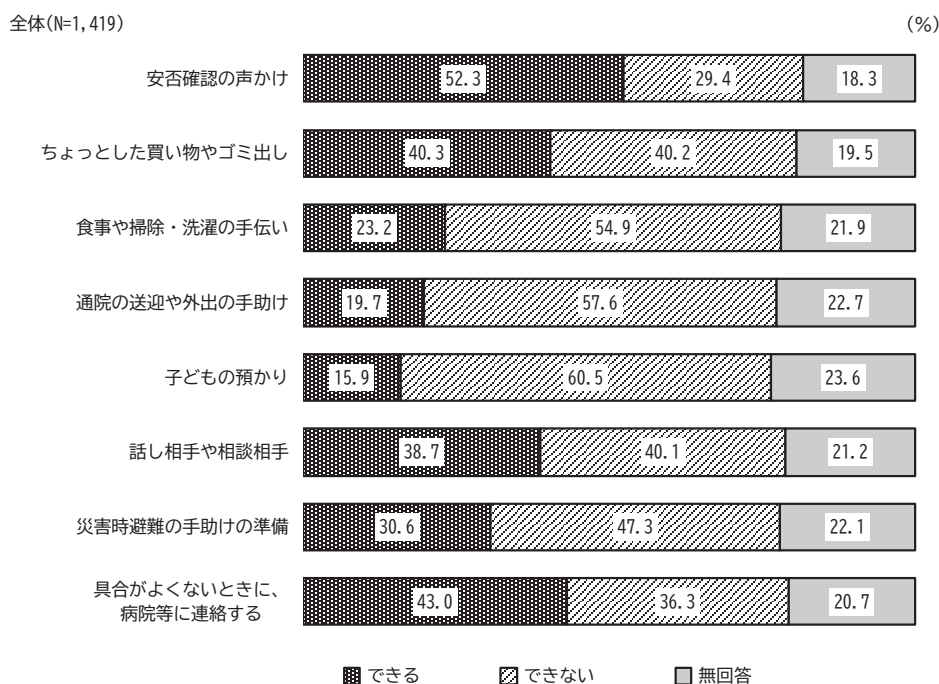
障害等のある人への調査では、地域で頼みたいこととして「安否確認の声かけ」が最も多く、次いで「災害時避難の手助けの準備」、「具合がよくないときに、病院等に連絡する」が続いています（図表2-29）。

また、地域で頼まれたらできることとして「安否確認の声かけ」が最も多く、次いで「具合がよくないときに、病院等に連絡する」、「ちょっとした買い物やゴミ出し」が続いています（図表2-30）。

図表2-29 地域で頼みたいこと(障害等のある人への調査:全体)



図表2-30 地域で頼まれたらできること(障害等のある人への調査:全体)



(2) 相談できる人

① 悩みや困りごとを相談できる人の有無

地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野からなる4つの調査で、「悩みや困りごとを相談できる人の有無」に関して尋ねました。

悩みや困りごとを相談できる人が「いる」の割合は、全ての調査で80%以上となっていますが、特に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は92.8%と高くなっています(図表2-31)。

図表2-31 悩みや困りごとを相談できる人の有無(一般市民調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、障害等のある人への調査、子どもの育ちや発達に関する調査)

区分			いる	いない	無回答
地域福祉分野	一般市民調査	(n=1,380)	83.3	14.2	2.5
高齢者福祉分野	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	(n=2,571)	92.8	2.3	4.9
障害者福祉分野	障害等のある人への調査	(n=1,419)	84.5	11.5	4.0
	子どもの育ちや発達に関する調査	(n=651)	87.7	10.8	1.5

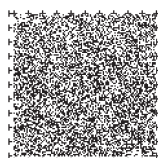
(3) 認知症に対する意識

地域福祉分野、高齢者福祉分野からなる2つの調査で、「認知症に対する意識」に関して尋ねました。

一般市民調査は、「認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要になる」が最も多く、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は「認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していける」が最も多くなっています(図表2-32)。

図表2-32 認知症に対する意識について
(一般市民調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

区分			認知症になっても、できないことを自ら工夫して補いながら、今まで暮らしてきた地域で、今までどおり自立的に生活できる	認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していける	認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってもサポートを利用することが必要になる	認知症になると、暴言、暴力など周りの人に迷惑をかけてしまうので、今まで暮らしてきた地域で生活することが難しくなる	認知症になると、症状が進んでゆき、何もできなくなってしまう	無回答
地域福祉分野	一般市民調査	(n=1,380)	6.2	36.6	38.6	4.0	9.0	5.6
高齢者福祉分野	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	(n=2,571)	11.8	36.5	23.5	3.6	12.2	12.3



4 分野横断調査（グループインタビュー等）から見えたニーズ

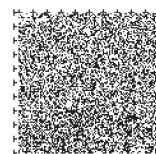
本計画の策定に当たり実施した、地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野の分野横断調査（グループインタビュー等）から見えたニーズ・課題は次のとおりです。

（1）地域福祉の担い手グループインタビュー

日頃の活動状況や活動する上での課題、地域福祉の担い手が求める今後の支援方法及び市との協働に向けた意向の把握を目的に、地域福祉の担い手（ボランティア団体、NPO法人、地域貢献活動を行っている企業等）にグループインタビューを実施しました。

調査の結果、活動継続のための人材確保や活動費の問題や、地域での見守りや重度の在宅療養支援、生活支援等の多様な福祉ニーズが明らかになりました。

活動上の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ◆人材不足及び活動者の高齢化、活動費、人件費の確保が難しいこと ◆利用者の確保や事業継続のための経費不足 ◆制度改正による支援対象や報酬の変更による利用者の減少の可能性 ◆活動の経験が地域に根付きにくいこと等
支援等を行う上で難しい事例	<ul style="list-style-type: none"> ◆80歳代の親の施設入所後に残る、50歳代の自立が難しい子への支援 ◆親子共に障害がある世帯の支援 ◆障害や難病で在宅療養をする24時間体制での支援(介護人材不足) ◆ニーズの把握と具体的な支援等
活動を通して気になっていること	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域での高齢化等の違いが見られることやごみ出し等の生活支援が必要な方が増えていること ◆耳鼻科や皮膚科の往診がなく、医療をしっかり受けることに困ること等
地域全体で取り組む必要があること	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害があっても地域で暮らせるということのアピールが必要であること ◆子育てが困難な家庭が増えており、支え合いが必要であること ◆地域の中で子どもたちをどう見守っていくかということ ◆様々な支援策に関する情報提供
市と協働・連携する上での課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆市の単独の部署だけでなく、部署を横断していくような機能が必要であること ◆市民提案型の協働事業であっても一緒に推進してほしい。 ◆支援者のスキルアップのための協働事業も推進する必要があること ◆支援者に、福祉制度、財務、協働についての知識やスキルが必要であること
今後、市と協働で行いたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆身近な場所での福祉に関する情報提供 ◆支援が必要な人が支援者につながる仕組み、支援者同士がつながる仕組みづくり ◆認知症高齢者の支援、産前産後サポート、生活支援 ◆障害のある人の就労 ◆市民も行政のデータを使いこなし、市と共に、地域課題を解決すること ◆市のイニシアティブによる、生活困窮者支援の協働の仕組み等

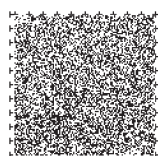


(2) 相談支援機関グループインタビュー

多機関協働による包括的な相談支援体制の方策を検討するため、様々な相談機関の現状と課題等の把握を目的に、各福祉分野の相談支援窓口・機関（生活援護課、高齢者支援課福祉相談担当、地域包括支援センター、地域生活支援センター、子ども家庭支援センター）、府中市社会福祉協議会（地域福祉コーディネーター）、民生委員・児童委員を対象にグループインタビューを実施しました。

調査の結果、複合的な課題があり、それらに対応する相談機関がないことや、地域の方との情報共有の範囲・方法が難しい等の課題が挙げられました。

相談の現状	<ul style="list-style-type: none"> ◆8050問題(80歳代の高齢者の親と引きこもり状態の50歳代の単身・無職の子が同居している状態)等の複合的課題を抱える事例が増えている。 ◆複合的な課題を抱えるケースに対しては必要に応じて相談支援機関同士が集まりケース会議を開催し、支援策を検討している。
相談に対応する上での課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆複合的な課題を抱える世帯の担当機関がない。 ◆既存の制度に当てはまらない場合介入しにくく、つなぐ先の確認に苦慮する。
多分野連携を進めていく上での課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援機関ごとに、支援する範囲が決まっていない。 ◆リーダーシップをとる相談支援機関が決まっていない。 ◆対応方法を決めても自分の部署に持ち帰ってみたら、やはり対応できないということがある。 ◆地域との連携や情報共有の方法が難しく十分ではない。 ◆制度の狭間の課題を抱えた人への支援は専門職だけでは難しく、地域の方の負担が大きくなってしまう。 ◆相談機関と、不動産事業者等民間事業者との連携が難しい。
今後の連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆各機関が連携する際は、互いの制度や役割、どこまで支援ができるのか、ケースの現状に対する認識等を共有し、理解し合うことが重要である。 ◆意見を交わす際には、前向きな発言が出るような雰囲気づくりが重要である。 ◆ワンストップの相談窓口を設けて機能を集約するよりも相談支援機関同士のネットワークを深めることが重要である。 ◆福祉以外の部署との連携も進めるとよい。 ◆地域包括支援センターでは基幹型のセンターを設置することも考えられる。
福祉エリアの見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域エリアが統一されているほうが、地域活動がしやすく住民にとっても分かりやすい。 ◆福祉エリアに基づき支援を実施している地域包括支援センターや民生委員・児童委員等は、今後の支援業務や活動に対する影響への配慮が必要である。

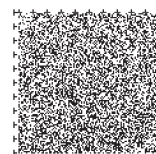


(3) 生活支援機関インタビュー

市民の普段の生活を支える事業者・企業から地域課題と、今後の地域貢献の方向性、市と協働の方向性の把握を目的に、市内の生活関連の事業者・企業（タクシー会社、郵便局、金融機関、コンビニエンスストア、団地関係者、スーパー）にインタビューを実施しました。

調査の結果、生活支援機関では様々な協働事業を展開しているが、市民の福祉ニーズの高まりに対応するため、今後の協働の必要性と取組への提案がありました。

<p>生活支援機関の活動概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護保険事業の指定を受けて、通院等での乗降介助の事業を実施している。 ◆地域の福祉関連団体や施設での運営等に参加、地域活動に参加している。 ◆顧客として高齢者の来店が多く相続に関する相談も多い。 ◆見守りやシニア就労支援事業を実施している。
<p>福祉ニーズ、支え合い活動の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症と思われる方について地域包括支援センターに連絡することがある。 ◆店舗は、防犯や駆け込みの場所となっている。またシニア層の働く場でもある。
<p>事業活動をする上での課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆防災訓練によって、災害時の避難体制の在り方について気付きが得られた。 ◆外国人の居住者も増えて、生活習慣の違いで問題が起きることがある。 ◆フードバンクを実施しているが、利用者は他市の方や外国人が多い。
<p>今後の活動・取組の意向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆タクシーやバスの共同移動サービスを期待する。 ◆郵便局は駆け込み寺になるように取り組むことができたらと思っている。 ◆生活支援機関として、地域と共に共生を図りたいと考えている。 ◆見守り支援に関する市民も参画する関連事業者連絡会を開催する。 ◆買い物支援では、自治会等と合意して移動販売を実施する。 ◆災害時における地域連携に関して地域包括支援センターと連携する(避難所への物資の供給等)。
<p>市との協働・連携の取組への提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模な団地で自治会、福祉施設、地域包括支援センターと見守りに関する連携を行う。 ◆コミュニティカフェや認知症カフェに対する支援、情報提供を行う。 ◆民間企業が福祉活動に取り組む仕組みづくりとして、企業が売上げの一部を福祉活動に寄付して活用する仕組み、生活困窮者へのフードバンクを行う。 ◆高齢者や障害者が利用しやすい福祉タクシー券を始める。 ◆介護保険外サービス(例、移送サービス)に関してケアマネジャーと情報を共有する仕組みをつくる。 ◆市の産業・福祉部門との共催による、若者やシニア層、シングルマザーを対象とした仕事説明会を行う。 ◆事業協定等による、店舗での見守り体制、企業と団体、行政が事業体をつくって高齢者や障害者を支援するお出掛け支援、共同移動サービスを行う。 ◆買い物不便地域で移動販売の体制づくりを行う。



(4) 文化センター圏域別のグループディスカッション

地域に根付いて活動している団体の方々から、地域課題と課題解決のためにできることを把握する目的で、民生委員・児童委員、自治会・町会等、シニアクラブ、ふれあいいきいきサロン運営者、コミュニティ協議会、わがまち支えあい協議会、地域福祉コーディネーターを対象に文化センター11圏域でのグループディスカッションを実施しました。

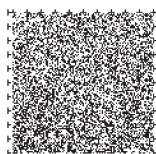
調査の結果、どの地域からもつながりの希薄化、支援が必要な人の増加等の課題があり、地域で課題を解決するためにできることとして、交流や居場所づくり、情報共有の仕組みづくり等、様々な取組が考えられることが分かりました。

① 地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯）

全ての地域から挙げられた課題	複数の地域から挙げられた課題
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域のつながりの希薄化 ◆地域における情報共有 ◆地域の担い手不足 ◆自治会・町会等への加入者の減少 ◆高齢の単身者や高齢者のみの世帯の増加、支援の課題 ◆子どもの居場所や遊び場の不足、見守りの必要性 ◆防災対策、災害時要援護者の課題 ◆空き家の増加 ◆道路の危険 	<ul style="list-style-type: none"> ◆交流・居場所の不足 ◆交通の便が悪い ◆買い物が不便 ◆支援が必要な世帯がある ◆マナーが悪い

② 課題を解決するためにできること

全ての地域から出た意見	複数の地域から出た意見
<ul style="list-style-type: none"> ◆交流・居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> ・声掛け、挨拶、近所同士仲良くする ・交流の機会・場づくり、地域の居場所づくり ・文化センター等施設の活用等 ◆情報共有の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報、地域活動団体の情報の発信 ・情報交換の場づくり ・地域活動者同士での情報共有等 ◆防災・災害時対応 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報共有の工夫、安否確認の工夫 ・避難方法の工夫・避難手段の確保 ・災害弱者が避難しやすい場所をつくる等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆見守り・生活支援 ◆担い手の確保・育成 ◆自治会・町会等の活性化(団体同士の連携) ◆行事・イベントの実施等 ◆高齢者支援等 ◆子ども・子育て支援等 ◆資源の有効活用(空き家活用)等



5 これからの福祉計画を推進するための課題

本市の福祉を取り巻く現状と課題や福祉計画の策定に当たり実施した各種調査の結果を踏まえた、福祉計画を推進していく上での課題は次のとおりです。

(1) 協働による福祉の取組の促進

① 担い手の確保・育成

福祉分野における担い手の確保・育成は、喫緊の課題となっています。国や都の取組とも連携して福祉人材の離職を防ぎ、人材確保、育成を進めるための処遇改善やキャリアアップに関する多様な方策が必要であり、あわせて、福祉への理解を深めるための取組、多様な手法を用いた情報発信を行うことが必要です。

地域人材については、郵送による調査では多くの市民が手助けできることがある、と回答していながら、地域活動等につながっていないのが現状です。

市民の具体的な活動を引き出していくために、声掛けやちょっとした手伝い等がしやすい仕組みづくり、気軽に集まれる居場所づくりを積極的に行っていくことが課題です。

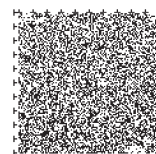
② 医療・介護・生活支援の連携の仕組みづくり

高齢者福祉分野の郵送による調査や、地域福祉分野の担い手グループインタビューにおいても、在宅の高齢者や障害のある人の介護や医療のニーズが更に高まっていることが分かりました。そのため、分野横断での福祉を推進するためには、医療・介護の更なる連携と、配食、家事援助、外出支援等、生活支援の仕組みづくりの充実が課題です。

(2) 地域における情報共有と課題解決のための仕組みづくり

① 地域での情報共有や相談の仕組みづくり

文化センター圏域別グループディスカッションで挙げられた、様々な地域の課題を解決し、地域でできることを増やしていくための情報共有の仕組みづくりを進めることが課題です。課題を解決するためには、掲示板の工夫や回覧板の活用、情報交換の場づくり、相談先と関係機関のリスト化等を行い、地域で様々な情報を共有する機会、気軽な相談や交流できる場を設ける等、課題解決の土壌をつくる必要があります。



② 地域で支え合う仲間・場づくり

地域福祉の担い手グループインタビューからは、地域の中で、子育てや介護等を通じた活動者同士の交流、同じ悩みを抱える人同士の仲間づくり、集まることができる場づくりが必要との意見が挙げられました。安心して暮らせる地域をつくるための基礎としては、サークル活動等地域でのコミュニケーションの充実や、身近な地域での日頃からの見守りや協働での支え合いが大切であり、福祉の推進に向けては、そうした活動支援を充実させることが必要です。

③ 多様な市民活動の充実

文化センター圏域別グループディスカッションでは、様々な地域課題の解決のためには市民活動の充実と、団体同士の連携が重要であると指摘されました。課題解決のために、自治会・町会等の活動はもとより、地域の祭り、若い世代のレクリエーション等のテーマ型の活動を充実させることが必要です。

あわせて、これからの福祉の推進には、そうした人や団体の輪を広げ、新たな支え合いを生み出す活動を充実させ、地域力を強化することが必要です。

(3) 包括的な相談及び支援体制の整備

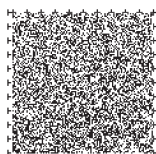
① 多機関が連携した相談・支援の仕組みづくり

相談支援機関グループインタビューから挙げられたように、今後は多機関が連携し、相談・支援の仕組みを充実させていくことが課題です。

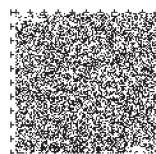
そのためには、各分野の相談支援機関の充実が必要であり、また、地域福祉コーディネーターや民生委員・児童委員等が地域で行う相談活動との情報共有の仕方についても検討していくことが必要です。

② 安全で安心して暮らせるまちづくり

福祉分野においても、避難場所の確保、避難行動要支援者に対する支援の強化及びサービス提供体制の継続等、防災や災害時におけるニーズが高くなっています。安心して暮らせるまちづくりを推進していくため、各福祉分野における取組に加え、対象者を超えて、地域全体で災害時に備える取組を強化することが必要です。



第3章 福祉計画の基本的考え方



第3章 福祉計画の基本的考え方

1 基本理念

本市では、「みんなでつくる、みんなの福祉」を基本理念に、地域で支え合う福祉の実現、協働・連携で進める福祉の実現等を基本視点に、分野別計画と併せて、利用者本位の福祉サービスの実現、生涯にわたり自立を支援する福祉と幅広い支え合いによるまちづくりを推進してきました。

現在、福祉ニーズの多様化に伴い、制度の狭間にある問題や複合的な生活課題が増え、制度や分野を超えた取組が必要になったことや、福祉人材の不足等の課題も生じていることなどから、地域共生社会の実現が求められており、福祉分野は大きな転換期を迎えています。

本計画の策定に当たり、実施した分野横断調査においても、地域での活動課題や新たな福祉ニーズから、地域での情報共有や仲間・場づくり、担い手育成、医療・介護、生活支援の仕組み、相談支援の仕組み、安全で安心して暮らせるまちづくりの課題が明らかとなり、さらに、その解決に向けては多様な協働が必要であることが明らかになりました。

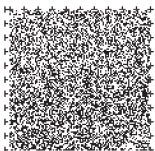
以上を踏まえ、本計画の理念である「みんなでつくる、みんなの福祉～つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ～」を目指してまいります。

そのために、身近な圏域で、住民主体の支え合いと情報共有の仕組みを充実させることによる「地域力強化」と、多機関連携による「包括的な相談支援体制」の構築を進め、対象別の福祉の充実はもとより、分野を超えた総合的・包括的な福祉へと展開させていきます。

基本理念

みんなでつくる、みんなの福祉

～つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ～



2 福祉施策の考え方

基本理念を実現するために、本市の福祉施策を、次の3つの考え方に立って進めてまいります。

(1) 尊厳の保持（自己決定の尊重）

一人一人の「尊厳の保持」と「自己決定の尊重」を重視し、その能力に応じた自立的な生活が保持され、自己実現を図ることにより、その人らしい生活を送ることのできる福祉施策を推進します。

また、障害のある人も子どもも高齢者もみんなが地域を支え合う存在であるという、ソーシャルインクルージョン²の理念に基づき、福祉施策を推進します。

(2) 身近な地域における課題解決力の強化

市民が、身近な地域で、地域課題を「我が事」として受け止め、それら地域課題を身近な地域で考え、取り組むことのできる、課題解決力を高める視点からの福祉施策を推進します。

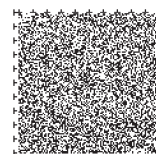
また、複合化した福祉課題に対して適切な支援を行うための、コーディネート機能の強化を図っていきます。

(3) 多様な主体による協働・連携（自助・互助・共助・公助）

多様な主体が、それぞれの生活や考え方、また、各分野での経験の蓄積を大切にしながら、主体的に参画し、協働・連携によって進めることのできる施策を推進します。

推進に当たり、本市では、日頃の課題を自身が主体となり、個人の努力で解決する「自助」を始め、個人で解決できない問題を身近な地域や住民同士の支え合いにより助け合う「互助」、あわせて、介護保険制度等、保険料と公的負担金を財源とする福祉サービスの提供等を行う「共助」、高齢者や障害のある人の地域での生活を支援する「公助」等をバランスよく組み合わせ、福祉サービスを必要とする市民の支援につながる方策を講じます。

² ソーシャルインクルージョン：今日的な「つながり」の再構築を図り、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う社会をつくる、という、社会福祉の考え方です。障害のあるなしにかかわらず、普通に暮らすことのできる社会をつくるという、「ノーマライゼーション」の次に位置付けられる、社会福祉の理念として、用いられるようになりました。



3 基本の仕組み・基本視点（方向性）

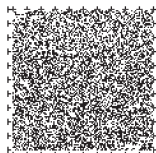
基本理念として掲げた「みんなで作る、みんなの福祉」をこれまでの計画から継承するとともに、多様化する価値観や福祉へのニーズに対応するために、更なる市民・関係機関・事業者との協働を推進し、安心して暮らせる地域共生社会を目指します。

基本理念

つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ
みんなで作る、みんなの福祉

基本の仕組み

- 1 新たな支え合いと包括的な支援体制の構築
- 2 安全・安心の仕組みづくり
- 3 協働・連携の仕組みづくり
- 4 福祉分野と他分野の連携



「基本理念」とは本市が目指す福祉の姿であり、「基本の仕組み」とはその実現に向けて構築する仕組み、「基本視点」とは基本理念を実現する方向性を示すものです。

基本視点(方向性)

1 健やか^{*}で、その人らしい暮らしを支える福祉の実現

あらゆる市民が、心身ともに健やかで、その人らしく、自立して、暮らせる地域社会と福祉の実現を図ります。

※「健やか」であること、「健康」とは、病気ではないとか弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあることをいう。(WHOの定義)

2 身近な地域でつながり、支え合う福祉の実現

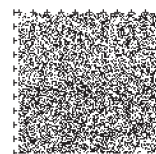
身近な地域社会で、様々な市民が主体的につながり、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて参画し、支え合う福祉の実現を図ります。

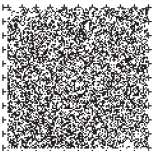
3 市民・関係機関・事業者の協働で進める福祉の実現

市民協働の理念に基づき、引き続き市民と自治会・町会等、NPO・ボランティア団体、関係機関や事業者、行政が協働する総合的で包括的な福祉の実現を目指します。

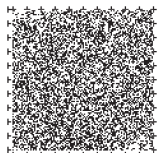
4 いつでも安心して暮らせる福祉の実現

住み慣れた地域で、その人の尊厳が守られ、安心した暮らしが実現できる仕組みや環境づくりを進めます。また、誰もが障害や障壁を感じることなく暮らすことができる福祉の実現を目指します。





第4章 福祉計画で取り組むこと



第4章 福祉計画で取り組むこと

1 福祉エリア（日常生活圏域）の見直しによる 「地域力」の強化

本市では、これまで人口や面積、道路や交通網、民生委員・児童委員の活動区域等を考慮した6つの区域を福祉エリア（日常生活圏域）として、福祉施策を進めてきました。

福祉施策を取り巻く現状としては、福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、個人や世帯が抱える様々な福祉課題について一体的な対応や、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の従来の福祉分野を超えた包括的な支援体制の構築が求められています。

また、人間関係の希薄化を背景とした「社会的孤立」や、「制度の狭間」の問題等が表面化し、公的な福祉サービスの充実のみならず、地域における住民の支え合いによる仕組みづくりが必要となっています。

国においては、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、地域の生活課題を包括的に受け止める体制の構築等を進めています。

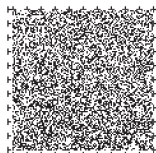
このようなことから、多様な福祉課題を抱えた個人や世帯に対し、福祉施策の横断的な連携による切れ目のない支援や、地域住民を始めとした地域の多様な活動主体の参画及び地域における住民の支え合いによる仕組みづくりを構築し、総合的・包括的な相談体制を充実させていく必要があります。

この体制づくりは、住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決に取り組むことができる身近な圏域で行うことがより効果的であることから、従来の福祉エリア（日常生活圏域）を見直すこととしました。

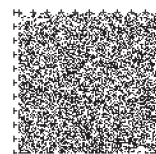
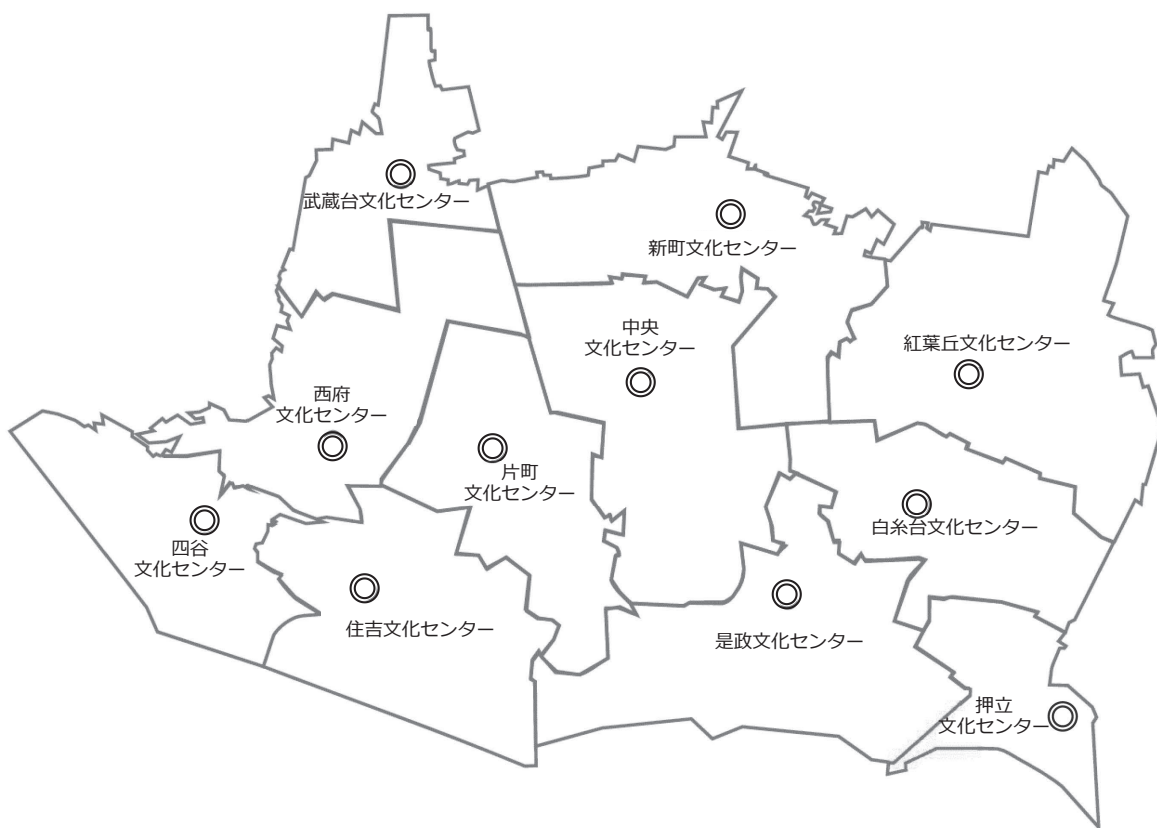
本市には、地域に根ざし、住民に身近な文化センターが11か所あります。各文化センター圏域には、地縁のコミュニティや「わがまち支えあい協議会」等の多様な地域資源が存在し、地域における支え合いの仕組みづくりが進められています。また、文化センターを中心とした相談機能の充実を図っていることから、新たに設定する福祉エリア（日常生活圏域）は、文化センター圏域を基礎とした11のエリアに設定するものです。

このエリアは、福祉分野以外でも共通の基盤となっているものがあることから、多様な分野における連携が期待できます。市民の意識も文化センターを中心としたものとして定着し、まとまりつつあります。今後は、地域活動の基礎を福祉エリアとしながら支え合いの仕組みづくりを推進し、「地域力」の強化³を進めていきます。

³ 「地域力」の強化：地域共生社会の実現を目指し、住民に身近な圏域において、地域の問題を「我が事」として捉え、解決を試みることができるような地域づくりを充実していくことをいいます。



図表4-1 福祉エリア(日常生活圏域)



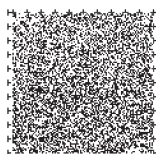
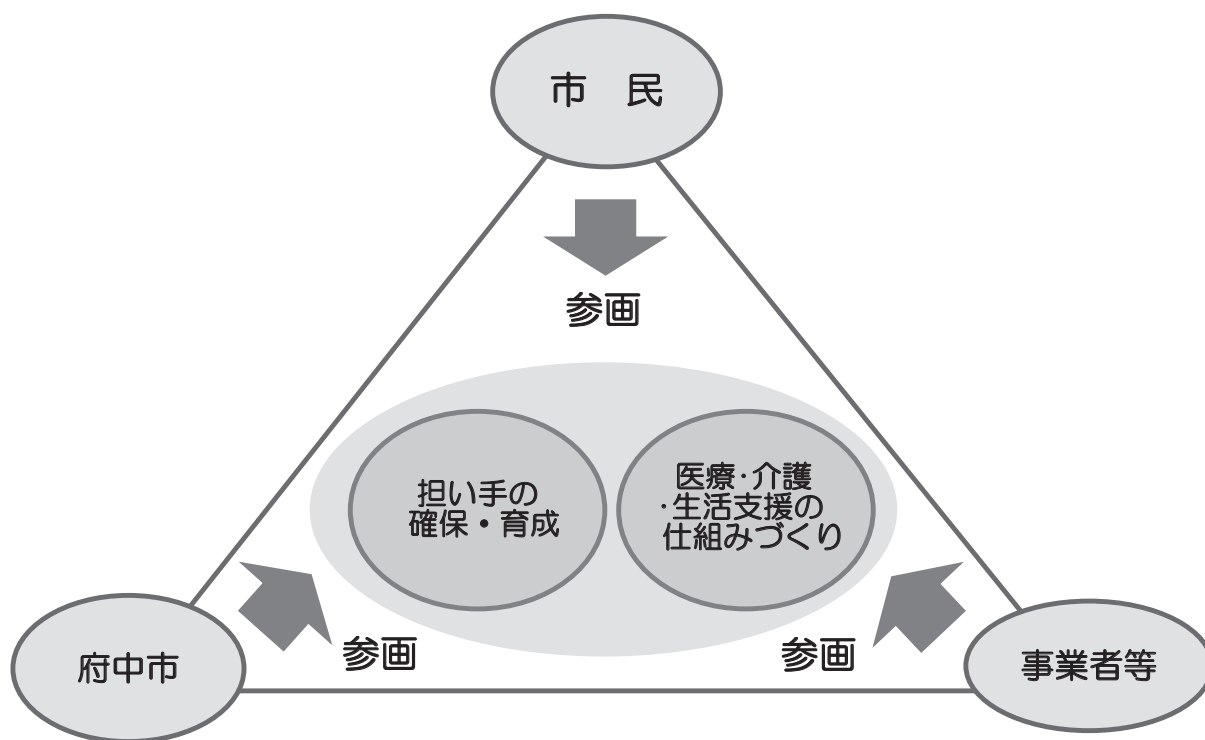
2 協働による福祉の取組の促進

本市の地域共生社会の考え方に沿って、自治会・町会等の身近な地域、福祉エリア、市全域での協働を進めます。そのために、最初のステップとしては、「挨拶」、「声掛け」等を通して、「地域で話す機会」を増やし、帰属意識を育むことが考えられます。次のステップとしては、地域に暮らす同じ悩みを持つ人と「知り合い」、我が事として問題を考え、「ニーズを共有する」ことが考えられます。

今回の調査においても、自立生活の支援、短時間ケア、娯楽・外出支援等のニーズ、従来の介護予防についても送迎付きのプログラムでの実施等、多様な福祉ニーズが確認されました。

本市では、これらの福祉ニーズ・課題を、協働や多職種連携によって、専門職や地域人材等を育てる「担い手の確保・育成」、多様な福祉ニーズに応える「医療・介護、生活支援の仕組みづくり」等を行うことで、制度の狭間にある課題への対応と切れ目のない支援を実現することでソーシャルインクルージョンを促進し、地域共生社会の実現を目指します。

図表4-2 本市における、地域共生社会の実現を目指した「協働の仕組み」づくりのイメージ



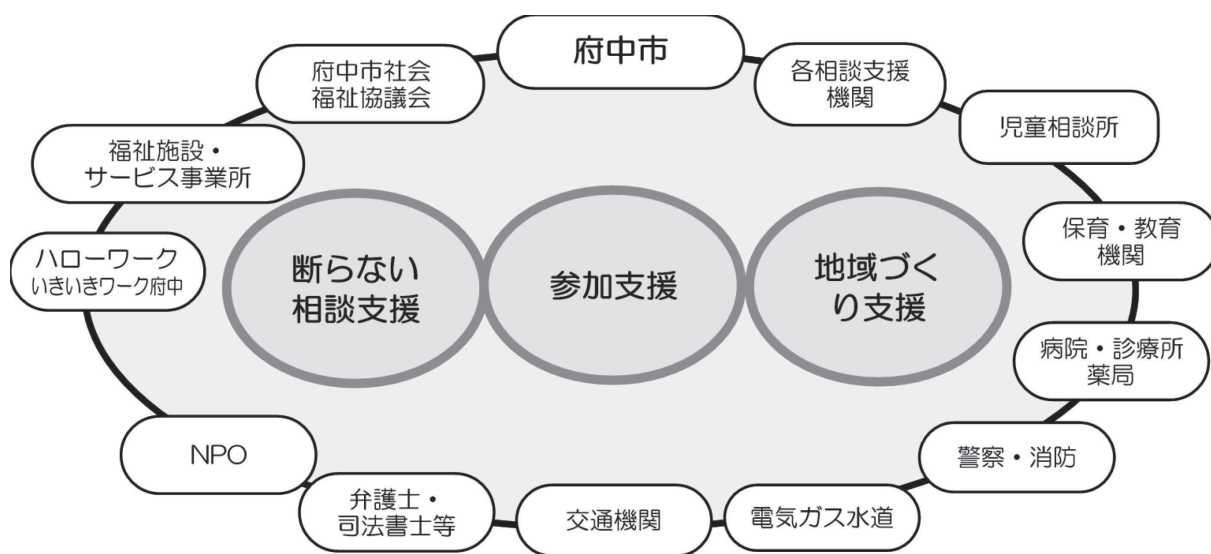
3 多様な主体が参画し、連携するネットワークづくり

複合的な福祉課題を抱えた個人や世帯に対しては、福祉施策の横断的な連携による切れ目のない支援を行うことが課題となっています。この課題に対応するため、専門性の高い、総合的・包括的な相談支援体制を充実させていく必要があります。

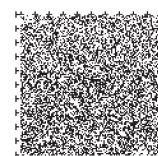
そのためにまず、分野別相談支援機関のネットワークをつなぎ、さらに、地域の相談機能とも連携し、①断らない相談支援（本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援）、②参加支援（本人・世帯の状態に合わせ、地域資源をいかし、就労支援等を提供しながら社会とのつながりを支援）、③地域づくり支援（地域社会からの孤立を防ぎ、多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す）を進めていきます。

それらを通じて、多様な主体が参画し、連携する包括的支援のネットワークを構築していきます。

図表4-3 本市の多機関協働による包括的な支援体制ネットワークのイメージ



※各相談支援機関：地域包括支援センター、地域生活支援センター、基幹相談支援センター、子ども家庭支援センター、男女共同参画センター等



4 災害時における、避難行動要支援者への支援

本市では、災害時に支援が必要な方を対象として、避難行動要支援者名簿の作成・更新を行い、自治会・町会等や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と連携しながら緊急時の支援体制づくりを進めてきました。

また、近年では震災、風水害、感染症等の被害が増えており、高齢者や障害のある人等が、地域で安心して暮らし続けるためには、専門機関と連携しながら地域で情報共有することが、ますます重要になっています。

そこで、本市では、市民に的確な情報を提供するとともに、一層の住民同士のつながりを支援し、そのことにより住民が互いを知り、日頃の支え合いを深めることで、災害発生時の安否確認や避難所への円滑な誘導を促す避難支援体制の充実を図ります。

あわせて、多様なニーズに配慮した避難所の確保や移送支援が可能となるよう緊急時支援体制の強化を進めます。

5 「新しい日常（新しい生活様式）」への支援

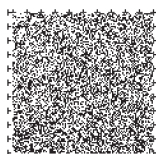
世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、市民の日常生活は大きく変化しています。

これまで福祉分野では、人や地域とのつながりを高め、幸福感や生活の質を向上するための施策が推進されてきました。

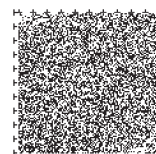
しかし、今回の新型コロナウイルス感染症の問題では、社会的な距離を確保するために地域住民が外出や交流を控え、その結果、外出や交流の機会の減少により地域からの孤立化が課題となっています。また、重症化しやすいとされる高齢者や障害のある人、療養者への配慮や、子どもや子育て世帯及び経済的困窮のある方等への様々な支援、情報伝達の仕組みづくりも重要となっています。

具体的には、地域生活を継続するための、買い物支援や家事援助等の「生活支援」、様々な手段での情報提供、また、新しい生活様式において重要な役割を持つオンラインやデジタル機器の利用に関する支援等の「コミュニケーションの支援」、新型コロナウイルス感染症に配慮した介護保険、障害福祉サービス支援、外出支援、認知症ケアの支援等の「介護支援の充実」、生活困窮世帯やひとり親世帯への支援等の「セーフティネットの充実」が考えられます。

以上のことに対応するため、本市では今後、各分野及び横断的な視点からの「生活支援」、「コミュニケーションの支援」、「介護支援の充実」、「セーフティネットの充実」等を図っていきます。



資料



資料1 保健・福祉に関する国及び東京都の動き

国の動き

【地域福祉分野】

○ニッポン一億総活躍プラン（H28.6閣議決定）

一億総活躍社会を実現するための実行計画で、我が国の構造的な問題である少子高齢化に挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的としている。

○「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（H28.7設置）

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた具体策の検討を加速化するため、厚生労働省に設置された。

○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（H29.6公布）

「地域共生社会の実現」に向けて、①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定、②理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定、③地域福祉計画の充実が盛り込まれている。

○社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定ガイドライン（H29.12発出）

上記改正の「地域福祉計画の充実」に向け「地域福祉計画の策定ガイドライン」を内容とする通知が発出された。

○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（R3.4施行）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることを目的としている。

○成年後見制度利用促進法（H28.5施行）

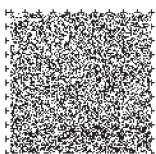
成年後見制度の普及課題を背景に策定され、利用促進のための中核機関の設置や相談、地域ネットワークの構築、施策推進のための市町村計画の策定が努力義務となっている。

○再犯防止推進法（H28.12施行）

犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であるとして、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本事項が定められている。再犯の防止等に関する施策推進のための市町村計画の策定が努力義務となっている。

○住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）の改正（H29.10施行）

民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化することを目的としている。



国の動き

【福祉のまちづくり分野】

○ユニバーサルデザイン2020行動計画（H29.2関係閣僚会議決定）

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、取り組むべき具体的施策を定めている。

○ユニバーサル社会実現推進法（H30.12施行）

全ての国民が、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念の通り、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としている。

○バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の改正（R3.4施行）

ユニバーサル社会実現推進法の公布・施行や東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要があることから、①公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、②国民に向けた広報啓発の取組推進、③バリアフリー基準適合義務の対象拡大を内容としている。

【高齢者福祉分野】

○老人福祉法、介護保険法の改正（R3.4施行）

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に含まれており、第8期介護保険事業計画には、2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備、介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化などが求められている。

○医療介護総合確保法（H26.4施行）

効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療および介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行うことを目的としている。

○高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正（H28.8施行）

都道府県だけでなく、市町村についても、都道府県と協議の上、高齢者居住安定確保計画を定め、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和を行うことができることとなった。

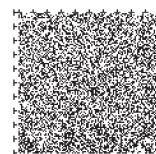
○認知症施策推進大綱→認知症基本法（R2 審議中）

大綱では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤のもと、通いの場の拡大など「予防」の取組を政府一丸となって進めていくことを目的としている。認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている基本法は令和元年6月に国会に提出され、審議中である。

【障害者福祉分野】

○障害者差別解消法（H28.4施行）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。



国の動き

○障害者総合支援法および児童福祉法の改正（H30.4施行）

障害のある人が自身の望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢で障害のある人の介護保険サービスへの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としている。

○発達障害者支援法の改正（H28.8施行）

発達障害者支援法の施行から10年が経過し、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められているとともに、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の成立など、共生社会の実現に向けた新たな取組が進められていたことから、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、所要の措置を講じることを目的としている。

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（H30.6施行）

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすという文化芸術基本法・障害者基本法の理念に基づき、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することを目的としている。

○障害者雇用促進法の改正（R1.6公布）

官民間問わず、障害のある人が働きやすい環境をつくり、また、全ての労働者にとっても働きやすい場をつくることを目指すことが重要であるという観点から改正されている。地方公共団体は、国の指針に即して、障害者活躍推進計画を作成・公表等しなければならないと定められている。

【子ども・子育て分野】

○子育て安心プラン（H29.6公表）

25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、平成30年度から令和4年度末までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

○新しい経済政策パッケージ（H29.12閣議決定）

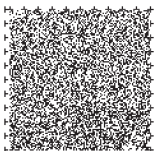
「人づくり革命」と「生産性革命」を両輪としており、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、社会保障制度を全世代型へと改革することとしている。

○児童福祉法の改正（H29.4施行）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることを目的としている。

○児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（H30.7関係閣僚会議決定）

「緊急に実施する重点対策」として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や子どもの安全確認を早急に行うとともに、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制・専門性強化のため、「児童相談所強化プラン」を見直し、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を年内に策定することとしている。更に、「児童虐待防止のための総合対策」として、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保などに取り組むこととしている。



国の動き

○児童虐待防止対策体制総合強化プラン（H30.12関係府省庁連絡会議決定）

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策に基づき、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進めることを目的としている。

○子どもの貧困対策の推進に関する法律（H26.1施行、R1.6改正）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的としている。令和元年6月の改正では、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化された。

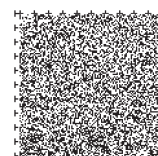
【保健・食育分野】

○「健康日本21（第二次）」中間評価報告書（H30.9公開）

平成25年4月に策定した「健康日本21（第二次）」の中間評価であり、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、③社会生活を営むために必要な機能の維持・向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善の5つの基本的方向について評価が行われている。

○健康増進法の一部改正（R2.4施行）

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定めている。



東京都の動き

【地域福祉分野】

○東京都地域福祉支援計画：平成30年度～令和2年度

【計画の理念】

理念1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京

理念2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京

理念3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

【高齢者福祉分野】

○東京都高齢者保健福祉計画：平成30年度～令和2年度

【計画理念】地域で支え合いながら安心して暮らし続けることができる東京

【障害者福祉分野】

○東京都障害者・障害児施策推進計画：平成30年度～令和2年度

【計画の基本理念】

- 1 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現
- 2 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- 3 障害者がいきいきと働ける社会の実現

【子ども・子育て分野】

○東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）：令和2年度～令和6年度

【計画の理念】

- 1 全ての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

【保健・食育分野】

○東京都健康推進プラン21（第二次）中間評価報告書

【課題と今後の取組方針】

課題① 生活習慣の改善に向けた意識変容、行動変容

取組方針 都民のヘルスリテラシー（健康情報の収集・理解・活用能力）の向上を支援

課題② 世代や性別ごとに異なる指標の達成状況

取組方針 ライフステージやターゲット（対象）の特性に応じた施策の展開

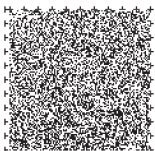
課題③ 生涯を通じて切れ目なく健康づくりに取り組むことができる社会環境

取組方針 都民一人ひとりの健康づくりを支える環境の整備

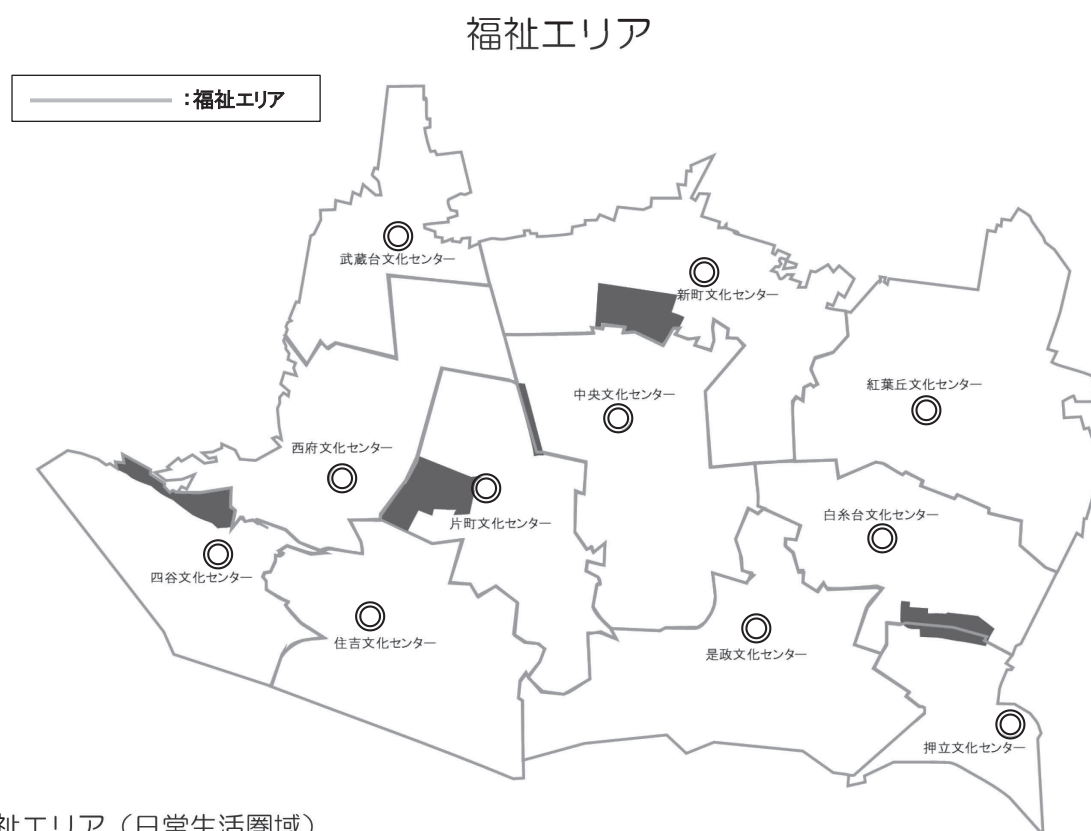
○東京都食育推進計画：平成28年度～令和2年度

【食育の取組の視点と方向性】

- 1 生涯にわたり健全な食生活を実践するための食育の推進
 - (1) 乳幼児期における食育の推進
 - (2) 家庭、学校、地域が一体となった取組の推進
 - (3) 食を通じた健康づくりの推進
 - (4) いきいきと暮らすための健康的な食生活の支援
- 2 食育体験と地産地消の拡大に向けた環境整備
 - (1) 食の生産・流通・製造者と消費者との交流支援
 - (2) 都内産食材の理解促進と地産地消の拡大
- 3 食育の推進に必要な人材育成と情報発信
 - (1) 食育の推進で核となる人材育成と支援
 - (2) 食育を実践するための情報発信



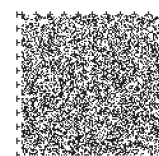
資料2 福祉エリア（日常生活圏域）別の現状・地域資源



◆福祉エリア（日常生活圏域）

エリア	該当地域
中央福祉エリア	天神町（1・2丁目）、幸町（1・2丁目・3丁目の一部）、府中町、緑町、宮町、八幡町、日吉町、宮西町（1丁目）、寿町（1・2丁目・3丁目の一部）、晴見町（1・2丁目）
白糸台福祉エリア	白糸台、車返団地の一部、小柳町（1・3丁目）、若松町（1・2丁目）、清水が丘（3丁目）
西府福祉エリア	東芝町、本宿町、日新町（1～4丁目、5丁目の一部）、西府町、美好町（3丁目の一部）
武蔵台福祉エリア	武蔵台、北山町、西原町
新町福祉エリア	浅間町、天神町（3・4丁目）、新町、晴見町（3・4丁目）、栄町、幸町3丁目の一部
住吉福祉エリア	南町、分梅町（2～5丁目）、住吉町
是政福祉エリア	小柳町（2・4～6丁目）、清水が丘（1・2丁目）、是政
紅葉丘福祉エリア	多磨町、朝日町、紅葉丘、若松町（3～5丁目）
押立福祉エリア	押立町、車返団地の一部
四谷福祉エリア	四谷、日新町5丁目の一部
片町福祉エリア	矢崎町、本町、片町、宮西町（2～5丁目）、寿町3丁目の一部、分梅町（1丁目）、日鋼町、美好町（1・2丁目・3丁目の一部）

※ 「一部」と表記している地域（網掛け箇所）は、民生委員・児童委員等の活動状況や地域包括支援センターの圏域、地域の実状に合わせて、調整していきます。



中央福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積	3.66km ²	
地域	天神町1・2丁目、幸町1・2丁目・3丁目の一部、府中町、緑町、宮町、八幡町、日吉町、宮西町1丁目、寿町1・2丁目・3丁目の一部、晴見町1・2丁目	
世帯 (全市に占める割合)	23,265世帯 18.4%	
人口 (全市に占める割合)	45,394人 17.4%	
3 区 分 人 口	0～14歳	6,029人 13.3%
	15～64歳	30,300人 66.7%
	65歳以上	9,065人 20.0%
	75歳以上(再掲)	4,672人 10.3%

※面積・世帯・人口は、幸町3丁目及び寿町3丁目を含みます。

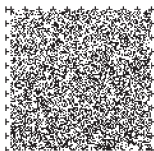
【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積	29.43km ²	
世帯	126,160世帯	
人口	260,232人	
3 区 分 人 口	0～14歳	34,082人 13.1%
	15～64歳	169,156人 65.0%
	65歳以上	56,994人 21.9%
	75歳以上(再掲)	29,604人 11.4%

【人口・世帯等の基準日】
令和2年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高 齢 者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター安立園 ・府中市地域包括支援センター緑苑
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・安立園特別養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム信愛緑苑
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム安立園 ・特別養護老人ホーム信愛緑苑
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	・生活協同組合パルシステム東京 グ ループホーム府中陽だまり
	特定施設入居者生活 介護(介護付き有料老人 ホーム)	・メディカル・リハビリホーム くらら京王東 府中 ・デンマークINN府中 ・SOMPOケア ラヴィーレ府中
	その他	・府中市シルバー人材センター(ふれあ い会館内)
障 害 の あ る 人	地域生活支援センター (委託相談支援事業所)	・地域生活支援センターあけぼの
	指定特定相談支援事業所	・エンパワメントふちゆう ・地域生活支援センターあけぼの ・ふくし・生活の相談 and
	障害児相談支援事業所	・地域生活支援センターあけぼの
	日中活動系施設	・FLAGS design ・manaby府中駅前事業所 ・童里夢工房 ・カンタービレ ・LITALICOワークス府中 ・manaby 府中駅前事業所 ・Cocorport 府中駅前office ・府中共同作業所 ・ワークセンターこむたん ・社会福祉法人府中市社会福祉協議会 「は～もにい」 ・府中さくらの社 ・ウェルビー府中駅前センター
	障害児通所施設	・放課後等デイサービス ふあんふあん天 神町 ・放課後等デイサービス ふあんふあん府 中町 ・スポーツひろばプレイス 府中教室 ・放課後デイサービス ぼーと ・放課後等デイサービスリアン府中緑町 ・Tossie ・マーシーアーティスト
	グループホーム	・けやきの樹 ・グループホームあけぼの

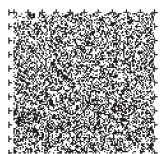


地域資源		
子ども・子育て	子ども家庭支援センター	・子ども家庭支援センター「たち」
	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」さんぼんぎ
	市立保育所	・中央保育所 ・八幡保育所 ・三本木保育所
	私立保育園	・府中愛児園 ・晴見保育園 ・府中めぐみ保育園 ・そよかぜハーモニー保育園 ・よつば保育園 ・第2キッズランド府中保育園 ・このめ保育園 ・まなびの森保育園府中
	認証保育所	・府中プチ・クレイシュ ・ピジョンランド府中 ・ポピンズナーサリースクール府中 ・みのり保育園 ・ばる★キッズ府中
	地域型保育事業	・保育ルームひよこっこはちまん
	幼稚園	・市立みどり幼稚園 ・私立府中文化幼稚園 ・私立府中天神町幼稚園 ・私立あおい第一幼稚園
	小学校	・市立府中第一小学校 ・市立府中第二小学校
	中学校	・市立府中第一中学校
	学童クラブ	・第一学童クラブ本館・分館 ・第二学童クラブ本館・分館
教育関係機関	・教育センター	
保健	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩府中保健所(府中合同庁舎内) ・保健センター ・府中市医師会 ・府中市歯科医師会 ・府中市薬剤師会 	
その他	文化・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・中央文化センター ・府中の森芸術劇場分館 ・ふるさと府中歴史館 ・市民会館(ルミエール府中内) ・旧府中グリーンプラザ分館 ・市民活動センター「ブラッツ」 ・中央図書館(ルミエール府中内) ・宮町図書館(ふるさと府中歴史館内)
	上記以外の 主な公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市役所府中駅北第2庁舎 ・中央防災センター(東京消防庁府中消防署内) ・市政情報センター ・消費生活センター ・府中国際交流サロン(府中駅北第2庁舎内) ・府中市社会福祉協議会(ふれあい会館内) ・府中ボランティアセンター(ふれあい会館内) ・ふれあい福祉相談(ふれあい会館内) ・権利擁護センターふちゆう(ふれあい会館内) ・生活福祉資金貸付事業相談窓口(ふれあい会館内) ・多摩交流センター(府中駅北第2庁舎内) ・東京消防庁府中消防署 ・警視庁府中警察署 ・府中防犯協会(府中警察署内) ・武蔵府中郵便局 ・府中三郵便局 ・府中八幡宿郵便局

【地域資源】

令和2年10月1日現在。

※令和2年度末で廃止となる施設は掲載しておりません。



白糸台福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積	2.34km ²	
地域	白糸台、車返団地の一部、小柳町1・3丁目、若松町1・2丁目、清水が丘3丁目	
世帯 (全市に占める割合)	15,188世帯 12.0%	
人口 (全市に占める割合)	30,294人 11.6%	
3 区 分 人 口	0～14歳	3,935人 13.0%
	15～64歳	20,413人 67.4%
	65歳以上	5,946人 19.6%
	75歳以上(再掲)	2,966人 9.8%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積	29.43km ²	
世帯	126,160世帯	
人口	260,232人	
3 区 分 人 口	0～14歳	34,082人 13.1%
	15～64歳	169,156人 65.0%
	65歳以上	56,994人 21.9%
	75歳以上(再掲)	29,604人 11.4%

【人口・世帯等の基準日】
令和2年1月1日現在。

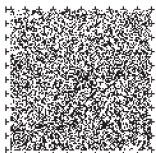
【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高 齢 者	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ファミリート府中
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホームたちばなの園 白糸台
	短期入所生活介護	・たちばなの園白糸台
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ファミリート府中
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	・ぐるーぶほーむ 白糸台
	小規模多機能型居宅介護	・車返団地コラボケアセンター
	特定施設入居者生活介 護(介護付き有料老人 ホーム)	・メディカル・リハビリホームボンセジュール白糸台 ・グランタ府中白糸台
	住宅型有料老人ホーム	・ベストライフ府中
障 害 の あ る 人	地域生活支援センター (委託相談支援事業所)	・地域生活支援センターふらっと
	指定特定相談支援事業所	・し～ま ・ケアチーム大芽 ・地域生活支援センターふらっと
	障害児相談支援事業所	・地域生活支援センターふらっと
	日中活動系施設	・ギャロップ ・ケアチーム大芽 ・わかまつ共同作業所 ・むさし結いの家
	障害児通所施設	・ちやいくる児童デイサービス府中 ・放課後等デイサービスリアン府中白糸台 ・放課後等デイサービス オンリーワン
	私立保育園	・山手保育園 ・キッズルームこっこ保育園 ・山手こひつじ保育園 ・白糸さくらんぼ保育園 ・太陽の子清水が丘三丁目保育園 ・ふちしらコスモ保育園 ・まなびの森保育園東府中
子 ど も ・ 子 育 て	幼稚園	・私立府中白糸台幼稚園 ・私立府中佼成幼稚園
	小学校	・市立白糸台小学校 ・市立小柳小学校 ・市立府中第四小学校 ・市立南白糸台小学校
	学童クラブ	・第四学童クラブ ・白糸台学童クラブ
	文化・コミュニティ	・白糸台文化センター ・白糸台図書館(白糸台文化センター内)
そ の 他	上記以外の 主な公共施設	・府中市役所東部出張所(白糸台文化センター内) ・府中白糸台郵便局 ・府中車返団地内郵便局

【地域資源】

令和2年10月1日現在。

※令和2年度末で廃止となる施設は掲載しておりません。



西府福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積	2.80km ²	
地域	東芝町、本宿町、日新町1～4丁目・5丁目の一部、西府町、美好町3丁目の一部	
世帯 (全市に占める割合)	8,990世帯 7.1%	
人口 (全市に占める割合)	19,894人 7.8%	
3 区 分 人 口	0～14歳	3,005人 15.1%
	15～64歳	13,226人 66.5%
	65歳以上	3,663人 18.4%
	75歳以上(再掲)	1,906人 9.6%

※面積・世帯・人口は日新町5丁目を全て含む。

※面積・世帯・人口は美好町3丁目を全て含まない。

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積	29.43km ²	
世帯	126,160世帯	
人口	260,232人	
3 区 分 人 口	0～14歳	34,082人 13.1%
	15～64歳	169,156人 65.0%
	65歳以上	56,994人 21.9%
	75歳以上(再掲)	29,604人 11.4%

【人口・世帯等の基準日】

令和2年1月1日現在。

【出典】

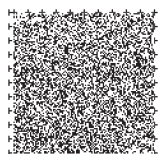
住民基本台帳より。

【地域資源】

令和2年10月1日現在。

※令和2年度末で廃止となる施設は掲載しておりません。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターにしふ
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム鳳仙寮
	短期入所生活介護	・鳳仙寮ショートステイ ・ショートステイ ソラスト西府
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	・グループホームえがおの家西府 ・ニチイケアセンター西府
	小規模多機能型居宅介護	・ケアホームこまつ府中営業所
	特定施設入居者生活介 護(介護付き有料老人 ホーム)	・ベストライフ西府 ・フローレンスケア聖蹟桜ヶ丘 ・アビリティーズ・気まま館 ブルーベリー コート府中
住宅型有料老人ホーム	・コートウエスト府中	
障害のある人	指定特定相談支援事業所	・相談支援センターリアン
	障害児相談支援事業所	・相談支援センターリアン
	日中活動系施設	・西府いこいプラザ ・就労移行支援事業所ハビネスサポーター西府 ・みらい ・flower
	障害児通所施設	・児童デイサービス サンフラワー府中 ・根っこくらぶ ・リボン ・リボン 第2教室 ・放課後等デイサービスリアン府中美好教室
	グループホーム	・べりいーず ・府中つばめの里 ・西府いこいプラザ ・Method
子ども・子育て	市立保育所	・西府保育所 ・西保育所
	私立保育園	・府中保育園分園 ・西府の森保育園 ・第2府中保育園 ・ラフ・クーラー分倍河原保育園 ・ラフ・クーラー分倍河原保育園分園 ・トレジャーキッズぶばい保育園
	認証保育所	・府中エンゼルホーム ・リブリエンゼル府中
	幼稚園	・私立府中あおい幼稚園
	小学校	・市立府中第五小学校 ・市立本宿小学校 ・市立日新小学校
	中学校	・市立府中第十中学校
	学童クラブ	・第五学童クラブ ・本宿学童クラブ ・日新学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・西府文化センター ・国史跡武蔵府中熊野神社古墳展示館 ・西府図書館(西府文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中市役所西部出張所(西府文化センター内) ・府中日新郵便局 ・府中西府町郵便局



武蔵台福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		1.68km ²
地域		武蔵台、北山町、西原町
世帯 (全市に占める割合)		7,109世帯 5.6%
人口 (全市に占める割合)		14,538人 5.6%
3 区 分 人 口	0～14歳	1,658人 11.4%
	15～64歳	8,857人 60.9%
	65歳以上	4,023人 27.7%
	75歳以上(再掲)	2,311人 15.9%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		126,160世帯
人口		260,232人
3 区 分 人 口	0～14歳	34,082人 13.1%
	15～64歳	169,156人 65.0%
	65歳以上	56,994人 21.9%
	75歳以上(再掲)	29,604人 11.4%

【人口・世帯等の基準日】

令和2年1月1日現在。

【出典】

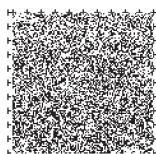
住民基本台帳より。

地域資源		
高 齢 者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター泉苑
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム信愛泉苑
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム信愛泉苑
障 害 の あ る 人	日中活動系施設	・東京都立府中療育センター ・食彩さしすせそ
	障害児通所施設	・ドリームボックス武蔵台
	障害児入所施設	・小児総合医療センター ・東京都立府中療育センター
	グループホーム	・コスモス ・ケアホーム はんもつく ・クオーレ武蔵台グループホーム
	特別支援学校	・都立武蔵台学園 ・都立武蔵台学園府中分教室 ・都立府中けやきの森学園 くぬぎ分教室
	障害児支援機関	・都立府中療育センター ・都立小児総合医療センター
	その他	・東京都多摩難病相談・支援室(東京都立神経病院内)
子 ど も ・ 子 育 て	子ども家庭支援センター	・子ども家庭支援センター「しらとり」
	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」きたやま
	市立保育所	・北山保育所
	私立保育園	・千春保育園
	地域型保育事業	・ねぎし保育園
	幼稚園	・私立北山幼稚園
	小学校	・市立府中第七小学校 ・市立武蔵台小学校
中学校	・市立府中第七中学校	
そ の 他	学童クラブ	・第七学童クラブ ・武蔵台学童クラブ
	文化・コミュニティ	・武蔵台文化センター ・武蔵台図書館(武蔵台文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中北山郵便局

【地域資源】

令和2年10月1日現在。

※令和2年度末で廃止となる施設は掲載していません。



新町福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積	2.91km ²	
地域	浅間町、天神町3・4丁目、新町、晴見町3・4丁目、栄町、幸町3丁目の一部	
世帯 (全市に占める割合)	11,903世帯 9.4%	
人口 (全市に占める割合)	25,401人 9.8%	
3 区 分 人 口	0～14歳	2,914人 11.5%
	15～64歳	15,931人 62.7%
	65歳以上	6,556人 25.8%
	75歳以上(再掲)	3,545人 14.0%

※面積・世帯・人口は幸町3丁目を含めない。

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積	29.43km ²	
世帯	126,160世帯	
人口	260,232人	
3 区 分 人 口	0～14歳	34,082人 13.1%
	15～64歳	169,156人 65.0%
	65歳以上	56,994人 21.9%
	75歳以上(再掲)	29,604人 11.4%

【人口・世帯等の基準日】

令和2年1月1日現在。

【出典】

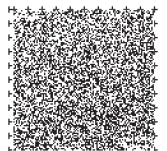
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターしんまち
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・ヒューマンライフケア府中グループホーム ・セントケアホーム府中新町
	小規模多機能型居宅介護	・セントケア府中新町 ・パナソニックエイジフリーケアセンター府中栄町・小規模多機能
	看護小規模多機能型居宅介護	・セントケア看護小規模府中新町
障害のある人	指定特定相談支援事業所	・指定特定相談支援事業所サポートにんな
	日中活動系施設	・ワークショップさかえ ・ちえホーム ・府中はるみ福祉園
	障害児通所施設	・ドリームボックス浅間町 ・きぼうクラブ
	グループホーム	・調布寮
子ども・子育て	市立保育所	・北保育所
	私立保育園	・めぐみ第二保育園
	認証保育所	・府中北プチ・クレイシュ ・田中保育所 ・きなり保育園 ・結hana保育園
	幼稚園	・私立明星幼稚園 ・私立府中新町幼稚園 ・私立三光幼稚園
	小学校	・市立府中第六小学校 ・市立府中第九小学校 ・市立新町小学校 ・私立明星小学校
	中学校	・市立府中第五中学校 ・市立浅間中学校 ・私立明星中学校
その他	学童クラブ	・第六学童クラブ ・第九学童クラブ ・新町学童クラブ
	文化・コミュニティ	・新町文化センター ・生涯学習センター ・府中市美術館 ・府中の森芸術劇場 ・新町図書館(新町文化センター内) ・生涯学習センター図書館(生涯学習センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中刑務所 ・栄町出張所(消防) ・府中浅間郵便局 ・府中学園通郵便局 ・府中栄町郵便局

【地域資源】

令和2年10月1日現在。

※令和2年度末で廃止となる施設は掲載しておりません。



住吉福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積	2.91km ²	
地域	南町、分梅町2～5丁目、住吉町	
世帯 (全市に占める割合)	12,724世帯 10.1%	
人口 (全市に占める割合)	26,746人 10.3%	
3区分人口	0～14歳	3,653人 13.7%
	15～64歳	16,860人 63.0%
	65歳以上	6,233人 23.3%
	75歳以上(再掲)	3,500人 13.1%

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積	29.43km ²	
世帯	126,160世帯	
人口	260,232人	
3区分人口	0～14歳	34,082人 13.1%
	15～64歳	169,156人 65.0%
	65歳以上	56,994人 21.9%
	75歳以上(再掲)	29,604人 11.4%

【人口・世帯等の基準日】
令和2年1月1日現在。

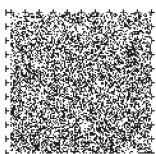
【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターみなみ町
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム介護老人福祉施設「わたしの家 府中」
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム介護老人福祉施設「わたしの家 府中」
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・たのしい家 武蔵府中 ・グループホーム みんなの家・府中南町
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・ニチイケアセンター府中南町
障害のある人	地域生活支援センター (委託相談支援事業所)	・地域生活支援センターみ～な
	指定特定相談支援事業所	・地域生活支援センターみ～な ・つづれおり ・わの会相談支援 ・相談支援センター みさきのいえ
	障害児相談支援事業所	・地域生活支援センターみ～な ・つづれおり ・わの会相談支援
	日中活動系施設	・府中市立心身障害者福祉センター作業生活実習訓練事業所 ・集いの家 ・作業所スクラム ・梅の木の家共同作業所 ・フレンズファーム ・コットンハウス ・プロジェクトツけやきのもり
	障害児通所施設	・府中市立心身障害者福祉センター 子ども発達支援センターあゆの子 ・リボン 第3教室
子ども・子育て	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」すみよし
	市立保育所	・住吉保育所
	私立保育園	・南分倍保育園 ・府中保育園 ・キッズランド府中保育園 ・府中中河原雲母保育園 ・まなびの森保育園中河原
	幼稚園	・私立府中わかば幼稚園 ・私立府中おともだち幼稚園
	小学校	・市立住吉小学校 ・市立南町小学校
	学童クラブ	・住吉学童クラブ ・南町学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・住吉文化センター ・男女共同参画センター「フューラル」 ・郷土の森博物館 ・住吉図書館(住吉文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・分梅出張所(消防) ・都立多摩職業能力開発センター府中校 ・府中分梅郵便局 ・府中中河原郵便局 ・東京多摩郵便局

【地域資源】

令和2年10月1日現在。

※令和2年度末で廃止となる施設は掲載しておりません。



是政福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積	3.44km ²	
地域	小柳町2・4～6丁目、清水が丘1・2丁目、是政	
世帯 (全市に占める割合)	11,095世帯 8.8%	
人口 (全市に占める割合)	23,613人 9.1%	
3区分人口	0～14歳	3,117人 13.2%
	15～64歳	15,168人 64.2%
	65歳以上	5,328人 22.6%
	75歳以上(再掲)	2,643人 11.2%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積	29.43km ²	
世帯	126,160世帯	
人口	260,232人	
3区分人口	0～14歳	34,082人 13.1%
	15～64歳	169,156人 65.0%
	65歳以上	56,994人 21.9%
	75歳以上(再掲)	29,604人 11.4%

【人口・世帯等の基準日】
令和2年1月1日現在。

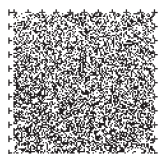
【出典】
住民基本台帳より。

地域資源			
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターこれまさ ・府中市地域包括支援センターしみずがおか	
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・グループホームこもれび家族	
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・グッドタイムナーシングホーム府中式番館	
	住宅型有料老人ホーム	・ファミリー・ホスピス ライブクロス	
障害のある人	障害児通所施設	・ハッピーテラス東府中 ・ちやいくろ2号館 ・キッズすてーぶる	
子ども・子育て	市立保育所	・小柳保育所	
	私立保育園	・是政保育園 ・にじのいる保育園 ・山手保育園清水が丘分園 ・ソラスト府中保育園 ・ソラスト府中保育園分園	
		認証保育所	・エーワン東府中駅前保育園 ・ごんべのお宿保育園 ・京王キッズプラッツ東府中
		幼稚園	・私立府中白百合第二幼稚園
		小学校	・市立府中第八小学校
	中学校	・市立府中第九中学校	
	学童クラブ	・第八学童クラブ ・小柳学童クラブ	
その他	文化・コミュニティ	・是政文化センター ・郷土の森観光物産館(郷土の森観光情報センター) ・是政図書館(是政文化センター内)	
	上記以外の主な公共施設	・是政出張所(消防) ・府中小柳町郵便局 ・府中清水が丘郵便局 ・府中是政郵便局	

【地域資源】

令和2年10月1日現在。

※令和2年度末で廃止となる施設は掲載していません。



紅葉丘福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積	4.14km ²	
地域	多磨町、朝日町、紅葉丘、若松町3～5丁目	
世帯 (全市に占める割合)	11,402世帯 9.0%	
人口 (全市に占める割合)	23,523人 9.0%	
3 区 分 人 口	0～14歳	3,108人 13.2%
	15～64歳	15,592人 66.3%
	65歳以上	4,823人 20.5%
	75歳以上(再掲)	2,493人 10.6%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積	29.43km ²	
世帯	126,160世帯	
人口	260,232人	
3 区 分 人 口	0～14歳	34,082人 13.1%
	15～64歳	169,156人 65.0%
	65歳以上	56,994人 21.9%
	75歳以上(再掲)	29,604人 11.4%

【人口・世帯等の基準日】
令和2年1月1日現在。

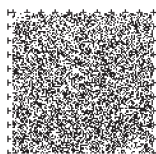
【出典】
住民基本台帳より。

地域資源			
高 齢 者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターあさひ苑	
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・府中市立特別養護老人ホームあさひ苑 ・特別養護老人ホーム府中若松苑	
	短期入所生活介護	・府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター ・特別養護老人ホーム府中若松苑	
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	・はなまるホーム紅葉丘	
	特定施設入居者生活介 護(介護付き有料老人 ホーム)	・ニチイホーム東府中	
障 害 の あ る 人	日中活動系施設	・障害者支援施設 みずき ・わかたけ作業所 ・府中生活実習所	
	障害者入所施設	・障害者支援施設 みずき	
	障害児通所施設	・児童デイサービス めろでい	
	グループホーム	・せんげん	
	特別支援学校	・都立府中けやきの森学園	
	生活実習所	・府中生活実習所	
	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」ひがし	
子 ど も ・ 子 育 て	市立保育所	・東保育所	
	私立保育園	・さくらんぼ保育園 ・わらしこ保育園 ・キッズエイド武蔵保育園 ・やまびこ保育園 ・わらしこ第2保育園	
		地域型保育事業	・保育ルームひよこっこわかまつ
		幼稚園	・私立府中つくし幼稚園 ・私立武蔵野学園ひまわり幼稚園
		小学校	・市立府中第十小学校 ・市立若松小学校 ・私立武蔵野学園小学校
	中学校	・市立府中第二中学校	
	学童クラブ	・第十学童クラブ ・若松学童クラブ	
そ の 他	文化・コミュニティ	・紅葉丘文化センター ・紅葉丘図書館(紅葉丘文化センター内)	
	上記以外の 主な公共施設	・朝日出張所(消防) ・府中紅葉丘郵便局 ・府中若松町郵便局	

【地域資源】

令和2年10月1日現在。

※令和2年度末で廃止となる施設は掲載しておりません。



押立福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		1.31km ²
地域		押立町、車返団地の一部
世帯 (全市に占める割合)		4,413世帯 3.5%
人口 (全市に占める割合)		9,822人 3.8%
3 区 分 人 口	0～14歳	1,206人 12.3%
	15～64歳	5,817人 59.2%
	65歳以上	2,799人 28.5%
	75歳以上(再掲)	1,203人 12.2%

地域資源		
高齢者	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ふれあいの里
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ふれあいの里
障害のある人	指定特定相談支援事業所	・つくしんぼう
	障害児相談支援事業所	・つくしんぼう
	日中活動系施設	・府中あゆみ園 ・府中ひまわり園
	グループホーム	・アメニティ府中
子ども・子育て	私立保育園	・押立保育園 ・押立第二保育園
	中学校	・市立府中第六中学校
	学童クラブ	・南白糸台学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・押立文化センター ・押立図書館(押立文化センター内)

【地域資源】

令和2年10月1日現在。

※令和2年度末で廃止となる施設は掲載しておりません。

【参考：市全体】

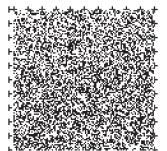
人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		126,160世帯
人口		260,232人
3 区 分 人 口	0～14歳	34,082人 13.1%
	15～64歳	169,156人 65.0%
	65歳以上	56,994人 21.9%
	75歳以上(再掲)	29,604人 11.4%

【人口・世帯等の基準日】

令和2年1月1日現在。

【出典】

住民基本台帳より。



四谷福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		1.87km ²
地域		四谷、日新町5丁目の一部
世帯 (全市に占める割合)		5,568世帯 4.4%
人口 (全市に占める割合)		13,141人 5.1%
3 区 分 人 口	0～14歳	2,101人 16.0%
	15～64歳	8,298人 63.1%
	65歳以上	2,742人 20.9%
	75歳以上(再掲)	1,489人 11.3%

※面積・世帯・人口は日新町5丁目を全て含まない。

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		126,160世帯
人口		260,232人
3 区 分 人 口	0～14歳	34,082人 13.1%
	15～64歳	169,156人 65.0%
	65歳以上	56,994人 21.9%
	75歳以上(再掲)	29,604人 11.4%

【人口・世帯等の基準日】

令和2年1月1日現在。

【出典】

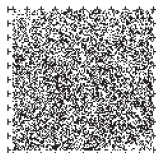
住民基本台帳より。

地域資源		
高 齢 者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターよつや苑
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ウイング
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・府中市立特別養護老人ホームよつや苑
	短期入所生活介護	・府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ウイング
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	・グループホーム みんなの家・府中 ・グループホーム よつや正吉苑
子 ど も ・ 子 育 て	小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護よつや正吉苑
	市立保育所	・四谷保育所
	私立保育園	・第2府中保育園 ・明桜保育園
	認証保育所	・ヒューマンアカデミー中河原保育園 ・四谷保育園
	幼稚園	・私立府中ひばり幼稚園
	小学校	・市立四谷小学校 ・市立日新小学校
	中学校	・市立府中第八中学校
そ の 他	学童クラブ	・四谷学童クラブ ・日新学童クラブ
	文化・コミュニティ	・四谷文化センター ・四谷図書館(四谷文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中四谷郵便局

【地域資源】

令和2年10月1日現在。

※令和2年度末で廃止となる施設は掲載していません。



片町福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積	2.39km ²	
地域	矢崎町、本町、片町、宮西町2～5丁目、寿町3丁目の一部、分梅町1丁目、日鋼町、美好町1・2丁目・3丁目の一部	
世帯 (全市に占める割合)	14,503世帯 11.5%	
人口 (全市に占める割合)	27,866人 10.7%	
3 区 分 人 口	0～14歳	3,356人 12.0%
	15～64歳	18,694人 67.1%
	65歳以上	5,816人 20.9%
	75歳以上(再掲)	2,876人 10.3%

※面積・世帯・人口は寿町3丁目を
全て含まない。

※面積・世帯・人口は美好町3丁目を
全て含む。

【参考:市全体】

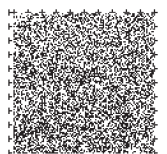
人口・世帯等		
面積	29.43km ²	
世帯	126,160世帯	
人口	260,232人	
3 区 分 人 口	0～14歳	34,082人 13.1%
	15～64歳	169,156人 65.0%
	65歳以上	56,994人 21.9%
	75歳以上(再掲)	29,604人 11.4%

【人口・世帯等の基準日】
令和2年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

【地域資源】
令和2年10月1日現在。
※令和2年度末で廃止となる施設は掲
載しておりません。

地域資源		
高 齢 者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターかたまち
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ピースプラザ
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ピースプラザ
	特定施設入居者生活 介護(介護付き有料老人 ホーム)	・まどか府中 ・グッドタイムホーム 府中 ・ヘルス・ケア・ヴィラ府中
	介護予防推進センター	・介護予防推進センター「いきいきプラザ」
障 害 の あ る 人	地域生活支援センター (委託相談支援事業所)	・地域生活支援センタープラザ
	指定特定相談支援事業所	・コンパス ・JPS相談支援センター ・相談支援ワンセルフ ・相談室 たいよう ・地域生活支援センタープラザ ・相談室ウェル
	障害児相談支援事業所	・コンパス ・JPS相談支援センター ・相談支援ワンセルフ ・相談室ウェル
	日中活動系施設	・毎日CAMP ・レスポワール工房
	障害児通所施設	・ポップアップ ・放課後デイサービス プティ フォンティーンヌ ・発達支援つむぎ府中ルーム ・こもれび ・ナイスデイ・キッズ
	グループホーム	・グループホーム こんぺいとう ・チロリン村 ・森の時計 ・グループホームVif ・グループホームあさや
子 ど も ・ 子 育 て	市立保育所	・西保育所 ・本町保育所 ・美好保育所
	私立保育園	・高安寺保育園 ・分倍保育園 ・光明高倉保育園 ・光明府中南保育園 ・アスク府中本町保育園 ・ラフ・クルー分倍河原保育園 ・ラフ・クルー分倍河原保育園分園 ・アスク府中片町保育園 ・トレジャーキッズぶばい保育園
	認証保育所	・グローバルキッズ府中本町園
	幼稚園	・私立府中白百合幼稚園
	小学校	・市立府中第三小学校 ・市立矢崎小学校
	中学校	・市立府中第三中学校 ・市立府中第四中学校
	学童クラブ	・第三学童クラブ ・矢崎学童クラブ
	そ の 他	文化・コミュニティ
上記以外の 主な公共施設		・府中市役所 ・府中公共職業安定所(ハローワーク府中) ・いきいきワーク府中 ・府中本町二郵便局 ・府中片町郵便局 ・府中日鋼町郵便局 ・府中美好郵便局



資料3 府中市福祉計画検討協議会委員名簿・ 検討経過

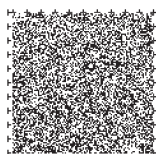
1 府中市福祉計画検討協議会 委員名簿

任期：令和元年7月25日～令和3年7月24日

	氏名	選出区分	団体名等
	佐藤 信人	府中市福祉計画に関する附属機関の構成員	府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会
	平田 嘉之		府中市子ども・子育て審議会
	藤原 佳典		府中市保健計画推進協議会
	真鍋 美一		府中市障害者計画推進協議会
◎	和田 光一		府中市福祉のまちづくり推進審議会
○	伊藤 敏春	社会福祉関係団体の推薦する者	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会
	岡本 直樹		自立生活センターC I Lふちゅう
	北島 章雄		府中市民生委員児童委員協議会（令和2年2月～）
	林 比典子		府中市民生委員児童委員協議会（～令和2年1月）
	松崎 哲也		社会福祉法人 多摩同胞会
	馬場 昌良	府中市シニアクラブ連合会の推薦する者	府中市シニアクラブ連合会
	中島 和子	府中市立小中学校 PTA 連合会の推薦する者	府中市立小中学校 P T A 連合会
	久保 寺治	府中市自治会連合会の推薦する者	府中市自治会連合会
	櫻井 誠	医療又は保健関係団体の推薦する者	府中市医師会
	須藤 光忠	商工関係団体の推薦する者	むさし府中商工会議所
	横手 喜美子	公募による市民	
	吉村 博子		

（選出区分別で50音順・敬称略）

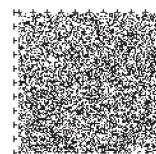
◎会長、○副会長（団体名等は就任時）



2 検討経過

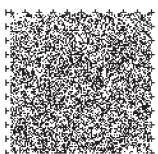
【令和元年度】

開催日時	検討内容	資料
第1回 令和元年 7月25日(木) 午前10時～11時30分 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	(1)会議の公開等について (2)次期府中市福祉計画策定について (3)次期府中市福祉計画策定のために実施する調査について (4)次期府中市福祉計画策定スケジュールについて (5)その他	1 府中市福祉計画検討協議会委員名簿 2 府中市福祉計画検討協議会の公開等について(案) 3 府中市福祉計画検討協議会規則 4 次期府中市福祉計画の策定について 5 府中市福祉計画策定のための調査一覧 6 府中市福祉計画等策定スケジュール(案) 参考1 福祉エリア(日常生活圏域)と文化センターエリアについて 参考2 府中市福祉計画 地域福祉計画 福祉のまちづくり推進計画 参考3 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第7期) 参考4 府中市障害者計画 障害福祉計画(第4期) 参考5 府中市障害福祉計画(第5期) 障害児福祉計画(第1期)
第2回 令和元年 10月3日(木) 午前10時～12時10分 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	(1)府中市の福祉に関する現状について (2)福祉エリアの見直しについて (3)次期府中市福祉計画策定のために実施する調査について (4)その他	1 府中市の福祉に関する現状 2 次期福祉計画策定に向けた福祉エリア(日常生活圏域)の見直しについて 3 府中市福祉計画策定のための調査【分野横断】11圏域別グループディスカッションの概要 4 府中市福祉計画策定のための調査【分野横断】グループインタビューの概要 参考1 資源データ一覧(福祉エリア(日常生活圏域)6圏域、文化センターエリア11圏域) 参考2 福祉エリア(日常生活圏域)等のマップ 参考3 各分野計画策定のための調査概要
第3回 令和2年 2月20日(木) 午前10時～12時15分 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室	(1)次期福祉計画等策定のための調査実施結果について (2)次期福祉計画に係る基本的な考え方等について (3)その他	1 11圏域別グループディスカッションの実施結果 2 グループインタビューの実施結果 2 NPO法人数 3 各分野別計画策定のための調査結果概要 3-1 地域福祉・福祉のまちづくり分野計画策定のための調査 3-2 高齢者福祉分野計画策定のための調査 3-3 障害者福祉分野計画策定のための調査 3-4 各分野計画策定のための調査(共通設問) 4 次期福祉計画策定に当たっての課題 5 次期福祉計画の基本理念及び基本視点(案)について



【令和2年度】

開催日時	検討内容	資料
第1回 令和2年 6月23日(火) 午前10時～11時30分 府中市役所 北庁舎3階 第1・第2会議室	(1) 府中市福祉計画策定のための調査報告書(案)についての報告について (2) 次期府中市福祉計画策定に当たっての課題、基本理念、基本の仕組み及び基本視点 (3) その他	1 第3回福祉計画検討協議会の意見交換の論点について 2 次期福祉計画策定にむけた課題(案)について 3 次期府中市福祉計画策定の基本理念、基本の仕組み及び基本視点 参考1 府中市福祉計画策定のための調査報告書(案) 参考2 府中市がめざす地域共生社会の考え方 参考3 次期福祉計画で取り組むこと(案)
第2回 令和2年 7月16日(木) 午前10時～11時30分 府中市役所 北庁舎3階 第1・2会議室	(1) 次期府中市福祉計画で取り組むこと(案)について (2) 次期府中市福祉計画の計画書の構成(案)について (3) その他	1 次期福祉計画で取り組むこと(案) 2 府中市福祉計画の計画書の目次(案) 3 第3章 福祉計画の基本的考え方
第3回 令和2年 8月4日(火) 午前10時～11時30分 府中市役所 北庁舎3階 第1・2会議室	(1) 次期府中市福祉計画素案について (2) その他	1 次期府中市福祉計画 素案 2 図表4-1 福祉エリア(日常生活圏域)
第4回 令和2年 8月25日(火) 午前10時～11時30分 府中市役所 第2庁舎3階会議室	(1) 次期府中市福祉計画素案について (2) その他	1 次期府中市福祉計画 素案 2 図表2-26～32 分野別調査(郵送による調査)から見たニーズ 3 福祉エリア(11エリア)別の現状・地域資源



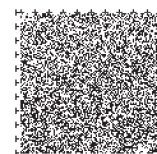
資料4 分野横断調査（グループインタビュー等）の実施

1 地域福祉の担い手グループインタビュー

目的	日頃の活動状況や活動する上での課題、地域福祉の担い手が求める今後の支援方法及び市との協働に向けた意向を把握する。
対象者	エリアに縛られない活動をしている地域福祉の担い手（ボランティア団体、NPO法人、地域貢献活動を行っている企業等）
実施手法	グループインタビュー
調査時期	令和元年12月14日（土）、12月16日（月）
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ①活動状況 <ul style="list-style-type: none"> ○活動人数、活動内容、今後力を入れていきたいこと等 ②活動をする上での課題 <ul style="list-style-type: none"> ○活動上の問題点 ○支援等を行う上で難しい事例 ③活動を通して気になっていること <ul style="list-style-type: none"> ○市の地域課題として考えていること ○地域全体で取り組む必要があると感じること ④市との協働について <ul style="list-style-type: none"> ○市と協働で行っていること、協働をする上での課題 ○今後、市と協働で行いたいこと

2 相談支援機関グループインタビュー

目的	多機関協働による包括的な相談支援体制の方策を検討するため、様々な相談機関の現状と課題等を把握する。
対象者	市及び市内の相談機関
実施手法	グループインタビュー
調査時期	令和元年12月17日（火）、12月23日（月）
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ①業務内容 ②相談の現状 <ul style="list-style-type: none"> ○複合的な課題を抱えるケースの事例、対応 ③相談の課題 <ul style="list-style-type: none"> ○複合的な課題を抱えるケースに支援が難しいと感じること ④多分野で連携を進めていく上での現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ○連携の現状と課題 ⑤今後の連携体制 ⑥福祉エリアの見直しについて

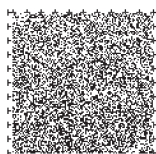


3 生活支援機関インタビュー

目的	市民の普段の生活を支える事業者・企業から地域課題を把握する。今後の地域貢献の方向性、市と協働の方向性を伺う。
対象者	市内の生活関連の事業者・企業(タクシー会社、郵便局、金融機関、コンビニエンスストア、団地関係者、スーパー)
実施手法	ヒアリング、グループインタビュー等
調査時期	令和元年12月9日(月)、12月16日(月)、12月18日(水)、12月27日(金)、令和2年1月23日(木)
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ①事業概要及び地域の状況 ②地域貢献活動の内容 ③福祉ニーズ、支え合い活動の状況、他の機関等との連携 ④事業活動をする上での課題と方向 <ul style="list-style-type: none"> ○事業活動をする上で考える地域課題 ○今後の活動・取組の意向 ⑤市との協働・連携について

4 文化センター圏域別グループディスカッション

目的	地域に根付いて活動している団体の方々から地域における課題と課題解決のためにできることを把握し、地域における住民主体の課題解決力強化の方向性を検討する。また、市全体の課題と圏域別の課題を整理する。
対象者	地域で活動している団体の方 (民生委員・児童委員、自治会・町会等、シニアクラブ、ふれあいいいききサロン運営者、コミュニティ協議会、わがまち支えあい協議会、地域福祉コーディネーター)
実施手法	<ul style="list-style-type: none"> ①文化センター圏域ごとに2つのグループでグループディスカッション形式の懇談会 ②各グループで模造紙に意見を書き出し、最後に各グループの模造紙を貼り出し全体で結果を共有
調査時期	<p>令和元年10月26日(土) 白糸台文化センター圏域、押立文化センター圏域</p> <p>令和元年10月27日(日) 中央文化センター圏域、新町文化センター圏域、紅葉丘文化センター圏域</p> <p>令和元年11月9日(土) 住吉文化センター圏域、是政文化センター圏域、四谷文化センター圏域</p> <p>令和元年11月10日(日) 西府文化センター圏域、武蔵台文化センター圏域、片町文化センター圏域</p>
テーマ	<p>あなたが住んでいる地域のこれからを考えませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の課題(困っていること、課題を抱える人・世帯) ②課題を解決するために地域でできること



資料5 用語集

ア行

■愛の手帳 【P 11】

知的障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターの判定に基づいて、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）の障害程度別に交付される。なお、愛の手帳は東京都独自の制度で、他道府県では国の制度として療育手帳がある。

■新しい日常（新しい生活様式） 【P 46】

国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言（令和2年5月4日）において、再び感染が拡大しないよう、長丁場に備え、「新しい生活様式」に切り替える必要があるとして、具体的な実践例が示された。実践例では、（1）一人一人の基本的感染対策（感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い等）、（2）日常生活を営む上での基本的な生活様式（こまめな手洗い・手指の消毒、「3密の回避（密集、密接、密閉）」等）、（3）日常生活の各場面別の生活様式、（4）働き方の新しいスタイルが示されている。

それを踏まえて、東京都は、新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣＝「新しい日常」を示している。

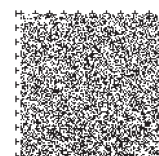
■NPO（Non Profit Organization） 【P 15, 16, 29, 39】

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人という。

カ行

■介護支援専門員（ケアマネジャー） 【P 18, 31】

介護保険制度で要介護者又は要支援者からの相談に応じると共に要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。



■介護予防 【P 19, 24, 26, 28, 44】

高齢者が要介護状態等になることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うもの。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すもの。

■子ども家庭支援センター 【P 20, 30, 45】

子育て家庭からの育児などの相談や子ども自身からの相談、児童虐待に関する相談に応じるほか、親子の交流の場を提供し、子育てをしている人の仲間づくりや子育てに関する情報提供など、子育て家庭への支援を行う施設。本市には「たちち」、「しらとり」の2つの子ども家庭支援センターがある。

■コミュニティ協議会 【P 32】

各文化センター圏域に、自治会・町会等、シニアクラブ、自主グループなどの地域団体に組織される協議会。圏域住民のふれあいと交流を深め、連帯感を育み、豊かな近隣社会づくりを目指して、地域まつりなどのイベントを市との協働により実施する。

サ行

■自己決定 【P 37】

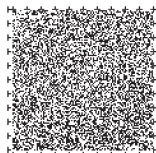
人間は本来、問題への対応の仕方を自分自身で決める能力をもち、また、自分で決める権利をもっているという個人の尊重を基本にした社会福祉における最も重要な考え方のひとつである。

■シニアクラブ 【P 32】

本市における地域を基盤とする高齢者の自主的組織。クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する、おおむね60歳以上で、30人以上の会員から組織される。自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動とボランティア活動を始めとした地域を豊かにする各種活動との均衡を図りながら、多様な社会活動を総合的に実施する。

■市民活動センター「プラッツ」 【P 15】

自発的かつ継続的な市民活動を積極的に支援し、促進するとともに、協働のまちづくりを推進するために設置されたセンター。



■社会福祉協議会 【P 3, 18, 30, 45】

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

■身体障害者手帳 【P 11】

身体障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、指定医師の障害程度判定にもとづいて次の種類の等級（重い順に1級から6級まで）別に交付される。

- (1) 視覚障害 1級から6級
- (2) 聴覚又は平衡機能の障害 2級から6級
- (3) 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害 3級・4級
- (4) 肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
1級から6級
- (5) 肢体不自由（体幹機能障害） 1級から3級・5級
- (6) 内部機能障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害）
1級・3級・4級
内部機能障害（免疫・肝臓の機能障害） 1級から4級

■精神障害者保健福祉手帳 【P 11】

精神障害のある人が、社会復帰や社会参加のため各種サービスを受けるための証明となるもの。指定医師による診断書もしくは障害年金の診断書をもとに判定され、等級は重い順に1級から3級までである。

■成年後見制度 【P 19】

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ援助者を契約によって決めておく「任意後見制度」と、家庭裁判所が援助者を選ぶ「法定後見制度」がある。

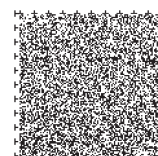
■セーフティネット 【P 46】

経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる、社会的な制度や対策。

夕行

■男女共同参画センター「フューラル」 【P 23, 45】

市民に男女共同参画社会に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与するために設置されたセンター。



■地域共生社会 【P 2, 36, 38, 42, 44, 48, 49, 68】

厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の「『地域共生社会』の実現に向けて」（平成29年2月7日）の中では、次のように記載されている。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

■地域子育て支援センター 【P 55, 58, 60, 62】

市立保育所（基幹保育所）において、利用者支援事業や子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）を行う施設。

■地域支援事業 【P 19】

高齢者が要支援状態や要介護状態にならないように介護予防を行うとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメント機能を強化するための事業。

■地域生活支援センター 【P 21, 30, 45】

障害のある人からの総合的な相談支援を行う「相談支援事業」と、障害のある人の地域での生活や活動を支援する「地域活動支援センター事業」を受託している機関である。

本市の地域生活支援センターは、地域生活支援センター「み～な」、「あけぼの」、「ブラザ」、「ふらっと」の4か所である。

■地域福祉コーディネーター 【P 30, 32, 34】

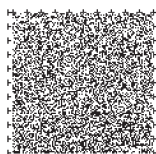
住民の地域福祉活動を支援するため、専門的な対応が必要な事例への対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源の開発を行う者。

■地域包括ケアシステム 【P 2】

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

■地域包括支援センター 【P 18, 30, 31, 45, 46】

高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置されたもの。主な業務として、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域のケアマネジャーに対する支援などがある。



ナ行

■難病 【P 12, 29】

難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」（「難病の患者に対する医療等に関する法律」）をいう。以前は、厚生労働省が定めた「難病対策要綱（昭和47年）」に基づき、医療費の助成や在宅サービスの提供等が行われてきたが、平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの対象になった。

■認知症カフェ 【P 31】

認知症の人やその家族が、地域住民や専門家等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う集いの場。

■ノーマライゼーション 【P 37】

1950年代、デンマークの知的障害のある子を持つ親たちの会が、巨大な障害者施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、その状況を改善しようと始めた運動から生み出された考え方で、当初は一般市民と同じような生活条件を提供するという理念であったが、次第に完全参加・人権・平等理念へと発展してきた。国の障害者基本計画では、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」と定義されている。

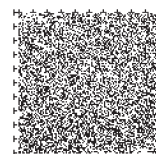
ハ行

■配偶者等からの暴力（DV） 【P 19, 23】

配偶者・パートナー等、親密な関係にある者から支配的に振るわれる暴力のこと。殴る蹴る等の身体的暴力だけではなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含まれる。

■避難行動要支援者 【P 34, 46】

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。



■福祉エリア（日常生活圏域） 【P 24, 26, 28, 30, 42, 43, 44】

地域福祉を推進するために必要な仕組みや取組を効果的に展開するための地域の範囲のこと。高齢者福祉分野においては、本エリアを介護保険事業計画の日常生活圏域として位置付けている。市内にある11の文化センター圏域を基礎としたエリアであり、住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決に取り組むことができる身近な圏域である。

■福祉のまちづくり 【P 2, 3】

ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組をいう。

■ふれあいいいききサロン 【P 32】

地域住民が主体となって、地域の高齢者や障害のある人及び子育て中の親子等が住み慣れた地域のなかで孤立することなく、生きがいを持ち笑顔で安心して暮らすために日常的なふれあいや交流を行うことができる場。

マ行

■民生委員・児童委員 【P 18, 23, 30, 32, 34, 42, 46】

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じたり、支援をしている。

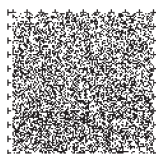
ワ行

■わがまち支えあい協議会 【P 32, 42】

より身近な生活圏域で、地域住民や地域の様々な団体が地域の生活課題に気づき、共有し、共に解決していく仕組み。現在、市内11か所の文化センター圏域ごとに、地域の皆さんが中心となって仕組みづくりを行っている。

■ワンストップサービス 【P 30】

一度の手続で、必要とする手続（関連する作業）を全て完了させられるように設計されたサービス。又は、最初に訪れた窓口で全ての手続を行えるサービスのこと。



府中市福祉計画

(令和3年度～令和8年度)

令和3年3月

発行：府中市 福祉保健部地域福祉推進課
〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地
TEL 042-335-4161 (直通)

